

令和 3 年 9 月

江南市議会総務委員会会議録

9月15日

令和3年9月15日〔水曜日〕午前9時26分開議

本日の会議に付した案件

議案第55号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例等の一部
改正について

議案第56号 江南市手数料条例の一部改正について

議案第69号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債の補正のうち

布袋駅東複合公共施設整備事業

防災基盤整備事業

臨時財政対策債

議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

請願第8号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書
行政視察について

研修会について

出席委員（7名）

委員長	石原資泰君	副委員長	長尾光春君
委員	宮地友治君	委員	牧野圭佑君
委員	堀元君	委員	伊藤吉弘君
委員	東猴史紘君		

欠席委員（0名）

委員外議員（8名）

議員	古池勝英君	議員	稲山明敏君
議員	掛布まち子君	議員	三輪陽子君
議員	大藪豊数君	議員	片山裕之君
議員	宮田達男君	議員	田村徳周君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	石黒稔通君	副主幹	前田昌彦君
主任	駒田寛明君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
企画部長	阿部一郎君
総務部長	本多弘樹君
消防長	高島勝則君
地方創生推進課長	矢橋尚子君
地方創生推進課主幹	八橋直純君
秘書政策課長	平松幸夫君
秘書政策課主幹	田中元規君
秘書政策課副主幹	山口尚宏君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

向 井 由美子 君

市民サービス課主幹

鈴 木 勉 君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

長谷川 崇 君

市民サービス課副主幹

駒 田 直 人 君

行政改革推進課長

河 田 正 広 君

行政改革推進課副主幹

高 田 昌 治 君

財政課長

安 達 則 行 君

財政課副主幹

大 脇 宏 祐 君

税務課長

酒 井 博 久 君

税務課主幹

浅 野 武 道 君

税務課副主幹

近 藤 祥 之 君

収納課長

三 輪 崇 志 君

収納課副主幹

青 山 守 君

総務課長

今 枝 直 之 君

会計管理者兼会計課長

金 川 英 樹 君

監査委員事務局主幹

松 本 幸 司 君

消防総務課長

杉 本 恭 伸 君

消防総務課主幹

日下部 匡 彦 君

消防予防課長

花 木 康 裕 君

消防予防課副主幹

蟹 江 雅 紀 君

消防予防課副主幹

池 田 博 之 君

消防署長

上 田 修 司 君

消防署東分署長

上 村 和 義 君

消防署主幹

黒 谷 高 夫 君

消防署主幹

栢 本 忠 幸 君

消防署主幹

村 上 祥 一 君

○委員長 皆さん、おはようございます。

少し早いようなんですが、皆さんおそろいなので始めたいと思います。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

改めまして、おはようございます。

大変厳しい残暑が続いております。クールビズも可として進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の予防のため、マスクの着用につきましても適宜といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 9 月 2 日に 9 月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 市長はこの後公務がございますので、ここで退出されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 55 号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてをはじめ 4 議案と、6 月定例会にて継続審査となっておりました請願第 8 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第 114 条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

6月定例会の総務委員協議会では、本来、関係当局への質疑等を行うべきところ、委員外議員も含め議員間での討論となってしまう、会議の進行に支障を来しました。つきましては、スムーズな議事運営のため、改めて御協力をお願い申し上げます。

なお、主幹・副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、そのほかは退席していただいても結構でございます。

議案第55号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第55号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　それでは、議案第55号について御説明申し上げますので、議案書の18ページをお願いいたします。

令和3年議案第55号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございます。

19ページには、江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

20ページには、条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 3点ほど質問させていただきます。

まず1点目ですね。令和2年度の実績で、浴場の1日の平均どのぐらいの方が利用されたのかをちょっとお聞きしたいです。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 令和2年度の浴場での1日の平均利用人数ですけれども、1日約25人となっております。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、令和元年度は平均40人でしたけれども、令和2年度は約25名ということでございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。減ったということですね。

今度、100円から130円に引き上げることによって、この利用率はどのくらいになると見込んでおられるのでしょうか。予測なんですかね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 利用率ですけれども、民間の入浴施設と比較しますと布袋ふれあい会館の浴場は価格が非常に安価であるということですか、あと浴場の利用者が継続的に利用されている方もお見えということですので、金額の改定によって利用率がそこまで影響がないものと考えてはいるところですが、ちょっと改定後の状況については推移を見ながら、また御質問があれば御報告させていただきたいと思います。

○伊藤委員 まだ分からないですね。

あと1点だけですが、浴場が100円から130円になりますと、当然小銭の管理が煩雑になるような気がするんですが、あらかじめ両替をしておく必要がとか、そこら辺のところはしっかりと、事務的負担が増えるわけですが、その辺のところはどんなような形でやっていかれるのでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 料金ですけれども、浴場以外の施設の料金でもお釣りをお渡ししたりですとか、あと布袋支所ですと税金ですとか水道料金等の納付も受けておりますので、随時、釣銭の御用意はさせていただいているところではございます。

ただ、浴場の利用人数も多いことから、お釣りが必要になるケースが非常に増えてくることは想定できますので、布袋ふれあい会館で税金とか入金があった際、毎日、銀行のほうに納付する際に釣銭の交換ということも行って

おりますので、お釣りが必要な際に御迷惑をおかけしないような対応を図っていきたくと考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員　私からも1つ確認させてください。

今回、こちらの議案はふれあい会館の浴場の金額で入っているんですけど、別の議案で老人福祉センターの浴場についても同額の金額になっていたんですけど、この利用料を算出するに当たって、あちらの老人福祉センターさんの利用者数とか料金とか、それは加味して総合的にこの金額を算出したものなのか、このふれあい会館だけで算出されたものなのか、分かりませんか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　老人福祉センターの浴場も類似した施設ということで、双方加味して算出しております。

○長尾委員　はい、分かりました。ありがとうございました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時34分　休　憩

午前9時34分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号　江南市手数料条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第56号　江南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 財政課長 議案第56号につきまして御説明申し上げますので、議案書の23ページをお願いします。

令和3年議案第56号 江南市手数料条例の一部改正についてでございます。はねていただきまして、25ページをお願いします。

新旧対照表でございます。

別表（第3条関係）のうち、総務関係のうち課税に関する公簿及び図面の閲覧につきましては、1件「150円」を「200円」に改めるものでございます。

その下でございます。住民基本台帳の閲覧につきましては、1件「150円」を「200円」に改めるものでございます。

26ページをお願いします。

4. 農林水産業関係のうち農地台帳の閲覧につきましては、1筆「150円」を「200円」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしく申し上げます。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員 3点だけ御質問させていただきます。

まず1点目ですね。改正するこの3つの閲覧手数料なんですけれども、この手数料、令和2年度の実績を教えてください。

- 財政課長 令和2年度の実績でございます。

課税に関する公簿及び図面の閲覧につきましては1,719件、住民基本台帳の閲覧につきましては1,665件、農地台帳の閲覧につきましては1筆ということになっております。

- 伊藤委員 2点目なんですけれども、これどこの市町にもあるような手数料なんですけれども、他市町の状況ですね。これ幾らに設定されているのか、分かる範囲で結構ですので、分かれば教えてください。

- 財政課長 近隣の市町で申し上げますと、課税に関する公簿及び図面の閲覧につきましては、犬山市は200円、岩倉市は150円、大口町が100円、扶桑町は200円でございます。

住民基本台帳の閲覧につきましては、犬山市が1世帯100円、岩倉市が1世帯150円、大口町は100円、扶桑町が200円でございます。

農地台帳の閲覧につきましては、今の近隣2市2町、いずれも無料でございます。

○伊藤委員 他市町の状況は分かりました。同じような状況ということですね。

あと1点だけですけれども、これ3つの手数料の改定で増収って幾らぐらい見込んでいるのでしょうか。

○財政課長 増収、影響額でございます。

課税に関する公簿及び図面の閲覧につきましては、令和2年度の実績から置き換えますと、50円料金を値上げすることによりまして8万5,950円の増収でございます。

住民基本台帳の閲覧につきましては、有料と無料の場合がございますので、有料の案件で換算しますと2,900円の増収でございます。

農地台帳の閲覧につきましては、1筆の実績でございましたので、50円の増収でございます。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時40分 休 憩

午前9時40分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債の補正のうち

布袋駅東複合公共施設整備事業

防災基盤整備事業

臨時財政対策債

○委員長 続いて、議案第69号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、第3条 地方債の補正のうち、布袋駅東複合公共施設整備事業、防災基盤整備事業、臨時財政対策債を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、企画部秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきます。

議案書の92ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正の最上段、布袋駅東複合公共施設整備事業でございます。

次に、96ページ、97ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段の15款2項1目1節総務管理費補助金の都市構造再編集中支援事業費補助金でございます。

次に、最下段の19款1項基金繰入金、次のページの最上段、1目1節基金繰入金で、説明欄の上段、江南市新図書館建設事業等基金繰入金でございます。

す。

次に、100ページ、101ページをお願いいたします。

最上段の22款1項1目1節総務管理債の布袋駅東複合公共施設整備事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

102ページ、103ページをお願いいたします。

最上段の2款1項2目秘書政策費の布袋駅東複合公共施設整備等事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2点だけお伺いいたします。

まず1点目は、103ページの最上段ですね。布袋駅東複合公共施設整備等事業の中の備考欄ですけれども、財源更正の関係なんですけれども、国庫がかなり増えているんですけれども、この理由というのは何でしょう。

○秘書政策課長　国庫補助金が増額した理由でございますが、令和3年度の当初予算の補助金の額は事業者提案時の面積に基づいて算出した金額でございます。

その後、補正後の予算については基本設計完了時点の面積で算出した金額を要望したものですから、その金額の内示がこういった結果となったものでございます。

○伊藤委員　はい、分かりました。

あと1点だけですけれども、同じ財源更正というんですか、この中で地方債4つ上がっているんですけれども、どのような地方債の財源更正が行われるのか教えていただきたいと思えます。

○秘書政策課長　こちらの4つの地方債につきましては、それぞれ起債のメニューがございまして、1つ目の一番上の地方債につきましては公共事業等債といいまして、主に図書館、交流スペースについて活用している起債でございます。

次の2番目の起債につきましては、公共施設等適正管理推進事業債でござ

いまして、こちらのほうは図書館の補助基本額を超える継ぎ足し単独部分の
関係に活用しております。

3つ目につきましては、地域活性化事業債といいまして、主に内容は保健
センターと子育て支援センターに活用しているものです。

次の4つ目につきましては、それぞれ各事業に含まれないその他の部分の
事業で、いわゆる一般単独事業で交付税算入のない起債となっております。

○伊藤委員 確認だけですので、ありがとうございます。

○堀委員 その補助金ですけど、こちらの計画どおり進んでいます、どうで
すか。

○秘書政策課長 今のところ、内示で要望した額はそのまま来ておる状況で
ございます。

○堀委員 お願いした分だけ。

○秘書政策課長 はい、同額で来ております。

○堀委員 大丈夫だね。

○秘書政策課長 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堀委員 公共施設整備事業基金管理事業、この基金の積立てをするとい
うことで、これも計画を考えてみえるわね。具体的な計画は、どのような
ものがあるね。

○秘書政策課長 今の公共事業の関係は、ちょっと財政課のほうになります
ので、こちらではないですが。

○堀委員 そうか、分かった。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課につ
いて審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課所
管の補正予算について御説明申し上げますので、議案書の102ページ、103ペ
ージをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2款1項3目市民生活費で、消費生活事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）の財政課の所管につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

最上段の10款1項1目1節地方特例交付金でございます。

次にその下、11款1項1目1節地方交付税で普通交付税でございます。

はねていただきまして、98ページ、99ページをお願いします。

19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下の20款1項1目繰越金、1節で前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、100ページ、101ページをお願いいたします。

上段の22款1項市債で、7目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

102ページ、103ページをお願いいたします。

上段の2款総務費、1項総務管理費、6目財政費、補正予算額は4億9,613万1,000円でございます。

内容につきましては、103ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

財政調整基金管理事業3億9,613万1,000円、公共施設整備事業基金管理事業で1億円でございます。

続きまして、別冊でございますが、令和3年度9月補正予算の説明資料の

ほうをお願いいたします。

説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございますして、最上段は10款地方特例交付金、11款地方交付税として普通交付税、19款繰入金は財政調整基金繰入金、20款繰越金は前年度繰越金。

5ページをお願いいたします。

最下段の22款市債は臨時財政対策債でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　3点だけ御質問させていただきます。

まず97ページですね。地方特例交付金、マイナス約1,500万円ぐらいになっておるんですけども、そのマイナスになった理由は何でしょう。

○財政課長　地方特例交付金は、個人住民税のいわゆる住宅ローン減税の控除分と、それから環境性能割の臨時軽減分ということで、それが国から地方に手当されるというものでございます。

当初予算のつくり方といたしましては、令和元年度の実績を基にしまして、毎年年末から年始にかけて、国のほうから地方財政計画ということで地方特例交付金が総額、国全体でどのぐらいになるかというところが示されますもんですから、その増減率を乗じて、求めて当初予算は編成しております。

今回、マイナスの1,552万4,000円につきまして、詳細な内訳は結果ということで、国のほうから示されているわけではございませんけれども、この特例交付金のベースになるその控除額とか臨時軽減分の金額というのは、地方交付税を算入するに当たっての基準財政収入額にここで75%算入されるもんですから、そこの部分で報告した内容で国から結果として出てきたということでございますので、詳細につきましてちょっと知れないところがあるんですけども、基本的な考え方ではそういう考え方で、今回結果として1,552万4,000円ということでございます。

○伊藤委員　よく分かりました。

あと2点だけ、確認なんですけれども、同じ103ページの財政調整基金管理事業の中で、これは前年度繰越額2分の1を積み立てるということになっているんですね。これはちょっと分からないかも分かりませんが、令和3年度末残高って幾らぐらいになるんでしょうか。

○財政課長 令和3年度末ということで、現在の積立額と、それから今後の補正予算額とを加味して大体約23億円前後になるものと考えております。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点だけ、これも確認なんですけれども、その下の先ほど堀委員が言われましたことは堀委員に任せますけど、これ同様に3年度末ではどれぐらいの残高になるんでしょうか。

○財政課長 今回、補正で1億円積立てさせていただいております。

令和3年度末の予定で申し上げますと、大体7億6,000万円ぐらいの予定として考えております。

○伊藤委員 はい、分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堀委員 先ほどの質問なんだけど、具体的な計画は、公共性事業のね。どういうものがありますか。

○財政課長 具体的な計画ということで、今後、今この基金を活用して具体的に事業を進めているという案件は、今のところないという状況でございます。

ただ、今後、公共施設の、例えば福祉センターでございますとか、あと保育園でございますとか、そういった統廃合を進める上での基金を財源にしてまいりたいと考えております。

○堀委員 総合的なその公共施設の計画に基づいての資金というようなことでよろしいですかね。

○財政課長 はい、そのとおりでございます。

○堀委員 それから、財政調整基金が二十何億円になる、6年前に戻っちゃったね。私が一般質問して、4年で20億円も使っちゃったとあって、ばんばんやったもんだから、そのために積み立てたんじゃないの。いや、そんなことはないと思うんやけれども、いいけれども、しかし、こんなに急激に積み

立てる必要があるのかと非常に疑問に思うわけ。急にね。

もっと現実に使うところがいっぱいあるはずですよ。だから、そのところをやっぱり余裕を持って積み立てていただくような形で、ほかの部課でもいっぱい要るところがあるんですよ。それが予算がない、予算がないということでカットされておるでしょう。だけど、そうも急激に一気に財政調整基金を増やす必要はないとは言わんけれども、やっぱりある程度余裕を持った財政調整基金を積立てというような形にさせていただかないと、各部が大変だよ、進めるにおいてね。ぜひそういうことも考えてやっていただきたいという意見です。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 消防本部消防総務課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

まず92ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正、上から3つ目の防災基盤整備事業でございます。

続いて、歳入について御説明申し上げますので、議案書の100ページ、101ページをお願いいたします。

22款1項5目消防債、補正予算額1,670万円でございます。

右側、説明欄、消防総務課の防災基盤整備事業債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、議案書の120ページ、121ページをお願いいたします。

上段にございます9款1項1目消防総務費で、補正予算額54万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、121ページの説明欄をお願いいたします。

最上段にございます消防連携事業、高機能消防指令システム中間更新事業では、特定財源を活用する財源更正をお願いするものでございます。

また、その下の消防車両整備保全事業では、救助工作車の修繕に伴う増額補正といたしまして54万9,000円をお願いするものでございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたし

ます。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　通信のほうは致し方ないと思いますけど、工作車ですね、修繕。これ非常に大変だと思ひまして、エンジンが壊れたということで、これは修理期間はどれくらいだったのでしょうか。

○消防総務課長　　今回の工作車の修理期間でございますが、令和3年5月6日から5月14日までの9日間ございました。

○伊藤委員　　9日間ということで、その間の対応は資機材を載せ換えしたと思うんですけれども、近隣市町の応援体制等はどうでしょうか。

○消防総務課長　　今回、修理に伴いますその間の対応につきましては、まず修理期間中ですが2台の車両、具体的に言いますと資機材搬送車のほうに荷物を載せ、もう一台、積載車で人員を乗せ、2台で対応した形になります。

救助工作車というものは、通常4名から5名隊員が乗って出動するんですけれども、トラックベースに荷物を載せて出動する車両では四、五名乗れないものですから、積載車に乗って2台で対応したという形です。

ただ、工作車一体型になっております、例えば物を釣り上げるクレーン、それから物を引っ張ったりするウインチ、それから照明の器具というものはそういった2台の車両では賄えませんので、そういう必要な事案につきましては、事前に近隣の消防本部のほうに依頼をさせていただきまして、そういった事案のあった場合に限り依頼をして市外応援していただくという体制で考えて対応いたしました。

○伊藤委員　　はい、分かりました。

その間に出動はあったのでしょうか。

○消防総務課長　　今回の期間中に、出動につきましては3件の出動がございましたが、いずれも2台対応の事案で賄えましたので、市外応援のほうはしておりません。

○伊藤委員　　分かりました。

あと2点なんですけれども、エンジンが壊れたということで、これ次期の更新予定の工作車ですかね。

○消防総務課長 工作車につきましては、江南市の消防計画のほうにも計画をしておるんですけれども、通常16年をめどに更新計画を立てております。

今回の救助工作車は、平成19年の2月に登録をしておりますので、現在ですと15年ほど迎えております。したがって、もう間もなく更新の時期ではございますが、更新に伴いまして補助金も活用して更新ということも考えておりますので、令和5年度に補助金を活用しながら更新したいというふうに進めております。

○伊藤委員 補助金のことを聞こうと思ったんですけど、言われてしまったので、以上でいいです。分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堀委員 消防指令システムの間更新事業とあるんですけれども、何かシステムの変更等、内容の変更はありますか。

○消防総務課長 中間更新につきましては、令和3年度の当初予算のときにも少し触れたかと思うんですけれども、今回、指令センターができてから約7年目を迎えることとなります。

それで、今回の更新につきましては、コンピューター系の保守期間の期限が迎えるというところにも絡んでおりまして、そういったパソコンを含むコンピューター系の更新ですとか、あとほかにも指令通信系の指令台もそういうふう絡んでくるんですけれども、そういった指令台ですとか、数としましては割と結構あるんですけれども、指令通信系、情報処理系、もう一つネットワーク系というものを中間更新で整備する形で今年度予定があるものがございます。

○堀委員 ネットワークを見直すの、ある程度。

○消防総務課長 見直すといえますか、実はコンピューター系でいいますとパソコンのWindows7を当初は使っておって、7はサポート期間がもう既に過ぎてはおるんですけれども、それをWindows10に変わることによってシステムのところをちょっと更新が必要ということでございます。

○堀委員 先ほど、伊藤委員の質問の中でクレーンとかウインチをどこから頼んでくるの。江南市にはないの。

○消防総務課長 救助工作車自体に据付けのクレーンがあるんですけれども、

ウインチも同じように前後に電動のクレーンですとかあるんですけども、
工作車自体が修理が必要になったものですから。

○堀委員 そのときということね。

○消防総務課長 はい、そのとおりです。

○堀委員 いわゆる予備ということで、今その車がおらんときは、よそから
借りてくるという意味かね。やっぱりそういうことは、緊急の場合はあまり
よろしくないから、こちらへ常駐で持ってくるわけじゃないでしょう。その
ときだけ頼むわけでしょう。やっぱり予備的にそういうことがやれるような、
作業できるような施設ね、器具を造るとか、それは考えてもらったほうがい
いと思います。これも意見です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査を
します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 それでは、消防本部消防署所管の補正予算について御説明を申
し上げます。

歳入について御説明申し上げますので、議案書の96ページ、97ページをお
願いいたします。

中段にございます15款1項3目1節消防費負担金、消防署、緊急消防援助
隊活動費負担金でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げますので、議案書の120ペー
ジ、121ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項3目消防署費、所管は消防署で845万2,000円の
増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、121ページ、説明欄をお願いいたします。

消防水利整備事業、防火水槽整備・維持管理事業におきまして、防火水槽
本体及び給水管を撤去するため803万4,000円の増額補正をお願いするもので
ございます。御参考といたしまして、別冊の補正予算説明資料の10ページに
位置図を掲げております。

次にその下、警防事業、緊急消防援助隊事業におきまして、被災地支援のための職員派遣に係る経費の41万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　防火水槽の関係ですね。それをちょっとお聞きしたいと思いついて、撤去工事費ですね。べらぼうに高いんですけども、大体3基ぐらい撤去するお金ですよ、それ見ますと。

そうしますと、今回非常に高くなった理由があるかと思うんですけども、その理由もまたちょっと聞きたいんですけども、見積りというのは何者から取ってこういう金額を出したんでしょうか。

○消防署長　防火水槽撤去工事につきましては、見積り等は取るのではなく、市役所の都市整備課が設計をして金額を上げていただくというものになっております。

○伊藤委員　多分、都市整備課が、業者から多分、何者から取って、その中で県の経費を借りて請求を出しておるんですよ。それをちょっと聞きたかったんですけどちょっとやめまして、理由だけちょっと教えてください。非常に高くなって、撤去の理由を再度。

○消防署長　高くなった理由といたしまして、この防火水槽ですけど、昭和49年2月に設置したもので40トン級の地下埋設型の防火水槽となっております。

この防火水槽ですが、大きさが縦が5.5メートル、横が2.5メートル、深さが3メートルの防火水槽となっております、さらに地盤面から55センチ下に埋設されているという状況となっております。その関係上、直接工事費といたしまして掘削土砂運搬の量が通常より多く、掘削土砂運搬が180立方メートルで埋め戻しが240立方メートルという工事となっております。

あと、この敷地内に石垣など構造物がありまして、その撤去費用と、あとは道路沿いに設置されておりますので、道路も掘らなければいけないということで、道路の復旧工事、側溝も排水も、構造物の復旧ですね。あと地下

水も出る可能性がありますので、排水ポンプの設置、あとは道路の誘導員が24時間体制で一応設定されておりまして、ここで費用が多くなっております。

○伊藤委員 いろいろな条件が重なって、非常に撤去の費用が高額になってしまったということがよく分かりましたけれども、これ撤去されるんですけど、その後というのは何が建つんですか。何か建つんでしょうか。

○消防署長 今市場の公会堂を建設するという事です。

○伊藤委員 そうすると、公会堂の下に防火水槽があれば、そういうことも考えられると思うんですけど、公会堂から外れた、例えば駐車場とか何かに防火水槽が位置的にあったとしたら、例えばそこを埋めるだけとか、コンクリートだけ入れてしまうとか、そういう方法も考えられると思うんですけども、今市場さんがオーケーならですね。そういうことを考えることってできるんですか、経費を抑えるために。

○消防署長 この予算の金額によりましては、全撤去を前提としてやっておりまして、今後は今市場の区長さんなりと協議して少しでも削減をしていくということを考えております。

○伊藤委員 要望なんですけれども、駐車場でも使えれば、コンクリートを入れてしまえばかえって強度がよくなりますので、そうするとこんなお金もかかりませんので、多分今、土かぶりが非常に深いということで金額が、掘り起こすのにお金がかかっているようにちょっとお聞きしますので、そういうこともなくなってしまうと思いますのでね。いろんな経費が多分半額以下ぐらいになってしまうんじゃないかと思うんですけども、そういうこともちょっと一応検討してください。

あと1点ですけれども、緊急消防援助隊、これ非常に御苦労さんというか、この前の熱海の災害に出動されたということで、非常に暑い中大変だったと思いますので、御苦労さんでございました。

ここで1つお聞きしたいのは、これ、いつからいつまでの期間で、あと何回で何人が行かれたのとか、どういった活動されたのかだけ教えてください。

○消防署長 このたびの緊急消防援助隊は、御存じのとおり静岡県の熱海市に出向しております。

期間にありましては7月10日から13日までが第1次隊で、第3次隊として

7月16日から19日に出向しております。

派遣の内容といたしまして、第1次派遣隊は消火隊として化学車1台と人員が5名、第3次隊が救急車1台と人員3名が出向しております。

活動内容にありましては、指定された区域の土砂を撤去しながら行方不明者の捜索の救助を行うというのがメインでして、救急隊にありましては、そこで活動する愛知県隊の隊員の安全管理、もしくは健康の管理ですね。そういったところを実施したと聞いております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堀委員 先ほどの防火水槽撤去の件ですが、そもそもこれはどういう理由で撤去されるんですか。

○消防署長 撤去の理由といたしましては、ここの防火水槽が立っている場所に今市場区の……。

○堀委員 公民館。

○消防署長 そうです。を建てるということで撤去をしたい。

○堀委員 実は、小杵町八幡にある防火水槽、これは普通の地下式の防火水槽なんだけど、その上に公民館が建っておるんです。防火水槽の上に公民館が建ててあるんです。で、消防車が来ても、いわゆる吸管を入れるところは完全に空いていますよ。けども、まるっきりそこを利用しているっては何だけど、半分だけどね。公民館の半分ぐらいかかっておるわけですから、防火水槽に。ああいうふうにすれば、非常に安く撤去もせんでもいいというふうに思うんだけど、現場を一遍見て、今市場の方にも見てもらうと多分いいと思いますよ。という、これも意見です。

○牧野委員 関連で、もともこの土地というのは誰の所有権があった、所有者、地主はどなただったんですか。

○消防署長 現在の所有者は今市場区となっております。

○牧野委員 そうすると、今市場が地縁団体として所有している土地を無償で借りていて、その区会か町内から撤去を求められて、その上に建てるという話もあったかもしれん。そこら辺のいきさつってあったんですか。完全撤去を求められたということでしょうか。

○消防署長　　この防火水槽の土地に公民館を造るところで、防火水槽は道路際にありますので、駐車場として整備したいというところで、ちょっと段差がありますので掘り下げなければいけないということもございまして、撤去してほしいということになっておりました。

○牧野委員　　分かりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員　　では、まず防火水槽のほうから質問させていただきますけれども、私の記憶のところでは、この前に同様のケースで、過去3回ぐらいこの手の議案を審議しておる記憶があるわけですがけれども、毎回撤去ということで防火水槽が減っていく方向で今傾いてきているんですけど、今回これが行われた後、どれくらい数として、民地で今借りているような防火水槽というのがどれくらい残って、あとは市が所有している土地等にある防火水槽がどれくらい残って、今後、防火水槽を利用した消火活動というのがなくなることによってできなくなるわけでありまして、それに対して問題が起こってこないのかというようなところを心配しているので、残りの数等々を教えてくださいなればと思っております。

○消防署長　　現在、防火水槽は市内に440基ございまして、会社、法人、私有地と所有者がなっているものは75基、現在ございます。

○長尾委員　　分かりました。

　　ということは、またその75基については、もしかすると今回と同様に撤去してくれというふうに言われる可能性があるという、リスクがあるということでもよろしかったですか。

○消防署長　　土地を無償で借りているというところから、どうしても所有者が返してほしいと言われたら、これまでおおむね50年近く無償で借りているということもございまして、一度はお話はさせていただくんですが、要望が出れば撤去するという形を考えております。

○長尾委員　　では、最初に言った話の繰り返しになるんですけど、民地の全部が仮になくなったとすると、残り365基ということになるんですけど、その防火水槽の数で江南の市内の消防活動については、何とかやれるという前提でよろしいですか。

○消防署長 防火水槽撤去をした際に、水利が不足するようであれば消火栓になります。消火栓を設置してということで考えております。

○長尾委員 ありがとうございます。

そのときが来たら、また改めて設置のほうを考えていくということで理解しました。今回に関しては、理解しました。

では続きまして、先ほど伊藤委員から話がありましたけれども、職員派遣について改めて確認させてください。

私からも、今回の派遣に関しては大変感謝を申し上げます。

確認させていただきたいのは、まだ熱海のほう、土砂の撤去とか遭難者の方の捜索というのが、私のほうで最近ニュースとかで聞いたことがなくて、終わったというような話というのがあまり聞いたことがないんですけれども、今現地のほうでまだそういう活動が行われているのかということと、今後、江南市にさらなる派遣要請というのが来ることはないという判断でよかったですかということをお聞きします。

○消防署長 まず現在もそういう活動が続いているかというところですが、総務省消防庁からの報告によりますと、現在、救急消防援助隊の活動は終わっております。7月26日の段階で。後は地元の熱海市消防本部と、あと消防団が実施をしているということです。

その災害で犠牲となった方の人数が26人で、現在、行方不明者は1人ということで報告があります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休 憩

午前10時23分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時23分 休 憩

午前10時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長 続きまして、議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

補足説明がありましたらお願いします。

○事務局 議会事務局議事課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出をお願いいたします。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書の94ページ、95ページをお願いいたします。

94、95ページの最上段から、はねていただきまして96ページ、97ページの下段、総務費の前までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員　議会事務局さんだけではなくて、これは実は決算全体に関わる話なので、ほかの部署もお聞きいただきたいんですけども、先日、議案質疑の中で大藪議員のほうから予算外執行という話ですね。令和2年度幾つあるかという話の中で、79件ほど全体であったという話が出ておりました。

それにつきまして、まず最初に確認したいのは、議会事務局さんの予算執行の中でそのようなケースはなかったですよねというところを確認したいということと、ほかの部課の皆さんも同じように、あればどういう内容、補正予算が組まれているやつはいいです。議会が知っているものはいいんですけど、知らないものがもしあった場合、どういう内容のものがあったということを説明していただいて、妥当だったねという確認をしたいということでお願いいたします。

○事務局　議会事務局のほうでは1件ございまして、議場・委員会等維持管理事業の中にございます印刷製本費と委託料でございます。

歴代議長さんの議場の前に飾ってございます顔写真のパネルがあるんですけども、あちらのほうの写真撮影と、あとプリント代ですね。そちらのほうをもともと印刷製本費のほうで予算を計上していたんですけども、写真撮影というのは印刷製本ではなく委託ということで、そちらを印刷製本費から委託料のほうに分けて執行をしているものでございます。

○長尾委員　ありがとうございました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課の所管につきまして御説明させていただきます。

令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

中段の14款2項1目1節総務管理手数料、備考欄、地縁団体証明手数料でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

下段の17款1項2目1節利子及び配当金、備考欄、地方創生推進課の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

中段の18款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目1節市町村振興協会基金交付金と、その下、2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目11節雑入、87ページの備考欄、地方創生推進課のPRグッズ売捌収入から、その3行下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、98ページ、99ページをお願いいたします。

以下、歳出でございます。

最上段、2款1項1目の地方創生推進費でございます。そこから100ページ、101ページの下段、備考欄では秘書政策費の手前、地域連携事業まででございます。

所管する該当事業は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 3点だけ、確認事項だけなんですけれども、81ページですね。

中段の歳入のふるさと寄附金1,683万2,000円ですけど、これ前年度と比較して増加していますけれども、その要因は何が考えられるのでしょうか。

- 地方創生推進課長 増額の主な理由として考えられる点につきましては、全国的な傾向といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅する時間が増え、ふるさと寄附金を検討する方や記念品で食材を選ばれる方が増えたこと、また寄附より支援したいと考える方が増えたことが要因じゃないかと考えております。

市では、従来からの制度の趣旨に沿った記念品を提供してまいりましたが、令和元年度の税制改正によりまして一部の自治体による過剰な記念品による競争がなくなり、地域ごとに特色のある記念品が一定の範囲内で一律に提供されるというようになりました。

こうしたことから、これまでは競争の波に埋もれておりました江南市でしたが、新たな記念品を個々に追加できていること、またシティプロモーションによる市のPR効果によりまして江南市に寄附したいと思っただけの寄附者の方が増加したものじゃないかと思っております。

- 伊藤委員 はい、分かりました。

2点目なんですけれども、87ページの下段のほうですけれども、PRグッズ売捌収入ですね。2万5,900円とございますが、その内容は何でしょうか。何を、PRグッズというのは何だった。

- 地方創生推進課長 PRグッズ売捌収入の内容ですけれども、藤花ちゃん鉛筆が単価50円で10本、缶バッジが単価100円で50個、ピンバッジが単価200円で9個、名刺が単価300円で62セットでございます。

- 伊藤委員 はい、分かりました。

これ非常にPRの大事なことだと思うんですけれども、その辺のPRするための何か、またPRするためのまたPRというか、何かもらっておるわけですか。

- 地方創生推進課長 江南市イメージキャラクター藤花ちゃん等のPRグッズにつきましては、市の知名度の向上及びイメージの向上を目的に実費程度で販売を行っております。

市内で藤花ちゃんの知名度はある程度進んだものと考えております一方で、

ゆるキャラグランプリが終了いたしましたして、いわゆるゆるキャラブームも落ち着くとともに、コロナ禍においてほとんどのイベントが中止となりましてPRグッズの販売というのは市の窓口に限られているような状況でございます。

また、今後イベント等が開催されるような状況になりましたらシティプロモーションと併せてグッズのPRについて検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと1点だけ、確認事項なんですけれども、101ページ、地域連携事業のリニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会分担金6,000円とございますが、この6,000円というのは、リニアというのは、愛知県の北のほうに走るわけなんですけれども、愛知県の県内全てが加入しているものなんですか。これ分担金を払っているものなんですか。

○地方創生推進課長 愛知県の期成同盟会につきましては、県内の全市町村が加入をしております。

また、賛助会員として江南商工会議所、あと江南青年会議所、江南観光協会、愛知北農協協同組合も加入をいたしております。

○伊藤委員 分担金6,000円ですけれども、コロナ禍の中で活動というのは多分やっていないと思うんですけれども、6,000円というのはどういう形で使われるのか。

○地方創生推進課長 リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会の令和2年度の活動、事業につきましては、国への要望、あとリニア中央新幹線の経済効果に関するオンラインセミナーの開催、また令和2年度からは新たに啓発のホームページを作成するような事業を行っております。

○伊藤委員 はい、分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 99ページで、中段でホームページ運営事業というのがあって、前年に比べて金額が増えたり下がったりしてちょっと変動しておるんですが、ちょっとその理由を確認したいんですが。

○地方創生推進課長 ホームページ運営事業の金額が上がった理由といたし

ましては、CMSを令和2年、ホームページ管理事業、管理システムなんですけれども、CMSと言われる携帯電話の閲覧に対応するようなシステムを令和2年2月に導入いたしましたので金額のほうが上がっております。

○牧野委員　それで一部、13節の使用料の中のホームページ監視システム借上料というのが、これがそこに当たるんですか。

○地方創生推進課長　そのとおりでございます。

○牧野委員　はい、分かりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員　では、私からも幾つか。

私のほうは、成果報告書の項目を質問させていただきたいと思います。

まず290ページ、こちらをお願いいたします。

こちらがシティプロモーションの地域の魅力の発掘・発信ということで、目指す成果として、市の魅力を市内外に広く発信していく流れで書いてあるんですけど、成果の状況のところに出てくるホームページのアクセス件数が目標に対して3倍近い数字になっていて、その分析結果がコロナの感染症対策の関連情報を見るためにアクセス件数が上昇したものと考えられると書いてあって、これでは要は当初の目標にした成果というのが推しはかることができない報告書になっているというところが非常に悩ましくて、先ほど言われたCMS等々でコロナのページ以外をアクセスされた、要は本来の市の魅力を見に来た人、そういうのは見ることはできないんでしょうか。

○地方創生推進課長　ホームページの閲覧数はここ数年かなり伸びているというような状況でございます。

これは第1に今本当にコロナウイルス関係ということですが、コロナウイルス関係以外にも、携帯電話でも見やすくなったということが要因の一つと考えられております。

コロナサイトの閲覧数がほとんどなんですけれども、それ以外につきましても伸びてはおります。この要因といたしましては、広報「こうなん」のほうで記事の詳しい内容をホームページに記載している場合には、ホームページのIDを記事に掲載するだったりとか、あとSNSのほうでホームページに誘導するというようなことも行っておりますので、閲覧数が伸びているも

のと考えております。

○長尾委員 はい、分かりました。

個別に科目は取れないというような状況と思われるので、このページについてはこれで終わって、次の292ページに移りたいと思います。

これも地域協働の促進ということで、結果としては、実績値として地域コミュニティの団体数が少なくなっていて、82.5%、曇りとなっているんですけど、成果としての分析をされているのも緩やかに減少していると言われてはいるんですけど、難しい答えかもしれないんですけど、これを増やしていくための施策を何か打つ気はありませんか。

○地方創生推進課長 地域コミュニティ団体数は、区、町内会、NPO、ボランティア団体、消防団、PTA、交通安全パトロール、老人クラブ、子ども会の合計数となっております。

令和2年度と令和元年度と比較いたしまして、老人クラブが8団体減少をしており、基準値の平成28年度と比べましても19団体と年々減少をしております。これは定年後も働き続ける方の増加だったり、ライフスタイルの変化などの影響によりまして、老人クラブに加入される方が少なくなっている状況だと考えております。また、NPO、ボランティア団体につきましても、令和2年度と令和元年度の比較では6団体減少となっております。こちらは、新たに登録される団体もございましたけれども、会員の高齢化、あと体調不良などによりやめられる団体が上回ったというような状況でございます。

根本的な解決策というのは、なかなかないのが現状といった状況でございますけれども、自助、共助、公助という共助の部分で平時から地域のつながりというものは大事にしていきたいと考えております。

老人クラブですけれども、形態を変えて実施している団体もありまして、子供を巻き込んで活動しております草井を元気にする会だったり、きらく会など、そういった任意の団体として活動しているケースもございますので、引き続きまちづくり補助金などを活用し活動の支援につながる事業を進めてまいりたいと考えております。

○長尾委員 引き続きやっていくということで、分かりました。

では次、326ページに移ります。併せて327ページと一緒に確認させていた

ですが、ここも先ほどのシティプロモーション事業のホームページ運営事業とPR事業ということです。

何が言いたいかといいますと、活動指標がどちらも広報紙の発行、年12回で毎月発行している広報の配付回数を書いてあるだけで、活動指標ではないと思われる内容が書かれているわけです。

先ほど言ったホームページの運営事業というところで、なぜこの活動指標がここに表れたのかが全くもって理解できなかったのもっとほかに、先ほどみたいにホームページのアクセス数とかというならまだ分かるんですけど、LINEアカウントの事業者数とかというならまだ分からなくもないんですけど、広報の発行と。別にこのPRとかそういう類いの話でなくて、これは毎月広報を発行していますという話なので、12回が15回に増えたわけでもあるまいし、18回になるでもあるまいし、なぜこれが出てきたんですか、教えてください。

○地方創生推進課長 事務事業の活動指標につきましては、カウントできる、計算できる数字と測定できる数字ということで設定をしております。

総合計画を一番最初につくる際に広報紙発行回数ということで、カウントできる回数ということで設定をしておりますけれども、そういうことで御了承いただきたいと思います。

○長尾委員 はい、分かりました。

指標に関しては、適宜有効な数字になるように見直しをかけてください。これではちょっと市民に説明がようできません。やっぱりつくるならしっかりとした。だったら白紙のほうが、空欄のほうがまだいい、これだったらというふうに思いますので、ここに関しては全庁的に有効な報告になるようにしていただきたいということでお願いします。意見、要望です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させてい

たきます。

令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の64ページ、65ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

中段やや上の15款2項1目1節総務管理費補助金のうち、秘書政策課の特別定額給付金給付事業費補助金及び特別定額給付金給付事務費補助金でございます。

次に、82ページ、83ページの上段をお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金のうち、秘書政策課の江南市新図書館建設事業等基金繰入金でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、87ページの最下段、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料までの5項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

下段の2款1項2目秘書政策費でございます。

101ページの備考欄、人件費等から108ページ、109ページの下段、市民生活費の前、右側備考欄、秘書・渉外事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　4点だけ御質問させていただきます。

103ページの退職手当、上段ですけれども、これ3億円超えていますけれども、人数とその内訳はどうなっているんでしょうか、教えてください。

○秘書政策課長　退職手当の内訳についてでございますが、定年退職者14名、自己都合15名の合計29名でございます。

○伊藤委員　分かりました。かなり自己都合の方がやめられていることがよく分かりました。

あと同じく政策決定支援事業、行財政情報提供サービス利用料なんですけれども、この内容をちょっと教えてください。

○秘書政策課長 行財政情報提供サービス利用料についてでございますが、時事通信社が提供いたします i J A M P という中央省庁とか先進自治体の政策情報をウェブ上で情報提供するサービスの利用料でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと2点だけですけれども、同じく103ページと105ページも入ってくるんですけれども、布袋駅東公共施設整備事業のアドバイザー業務委託料と、次ページの105ページの最上段の布袋駅東公共施設整備管理支援事業の業務委託料なんですけれども、この委託料の違いを教えてくださいませんか。

○秘書政策課長 初めに、アドバイザー業務委託料につきましては、いわゆる事業スキームの決定から事業者選定までの間の支援業務でございます。

これは後の管理支援業務のいわゆるモニタリングになりますけれども、こちらのほうは事業者決定の後に要求水準書ですね、性能を確保するために設計業務とか供用開始後の施設管理契約の確認を行うことを目的として、専門的な見地から検討やアドバイスの支援を行うものでございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

最後の1点なんですけれども、これも確認なんですけれども、107ページの給与管理事業の人事給与管理システム改修委託料ってあるんですけれども、その内容を1点だけ教えてください。

○秘書政策課長 人事給与システムの改修でございますけれども、給与費、給与明細書の電子化に伴うものでございまして、昨年度の9月から紙ベースの給与明細書を廃止いたしまして、メール配信に変更しております。

これに伴いまして、給与明細書のレイアウトの仕様作成やメール配信のセットアップ作業などの業務を委託したものでございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 決算書の105ページの上段に特別定額給付金給付事業で100億円ぐらいあるんですけれども、それが成果報告書の335ページに出ておりまして、これでもう速やかに処理されているかと。

ちょっと気になったのが、この成果報告書で未申請世帯数が51件とか不明が159件というのが出てきているんですが、これは住民基本台帳を修正するのか、これがどうなのか、そういう理由って何か分かるのか、修正されたのか、ちょっとその後始末をお聞きしたいんですよ。

○秘書政策課長　こちらの未申請分についてですけれども、申請書のほうは各世帯に送られております。ただ、その中で給付を辞退される方とか、住民票はあるんですけれども実際いないとか、そういったケースもございました。

その関係で追跡調査まではしておりませんが、ある程度一定の期間を置いて、また再度申請をしてくださという文書は出させていただきますけれども、結果的にはこういった形で未申請という方が生じたものでございます。

○牧野委員　この不明の意味が何か曖昧だなあと考えたもんだから、そうか、住民票はあるけれども、いない人はいますよね、十分。それを含めて不明と入っているんですね。確認です。

○秘書政策課長　はい、そのとおりでございます。

○牧野委員　分かりました。住民台帳か間違っていなければ結構です。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員　最初に1点、予算外執行でまだ議会のほうに言っていないものがあったら教えてください。

○秘書政策課長　秘書政策課といたしましては5件ございまして、そのうち1件が補正予算で後ほど対応しておりますので、残った4件について御説明をさせていただきます。

まず1つ目は、人件費の関係で職員の災害補償費がございまして、その関係ですけれども、会計年度任用職員1名が通勤途上で負傷しまして、公務災害の手続をする必要がございました。最終的に、療養補償、休業補償とそれぞれ給付することになりましたけれども、最終的な結果がどうしても年度末近くになりましたので、予算外執行ということで予算流用で対応させていただきました。

次に、布袋駅東複合公共施設整備事業で、住民説明会の会場借上料でございます。そちらのほうは令和3年2月に布袋地区の方を対象に住民説明会を

開く予定でした。一応、公共の施設を使うということで、布袋ふれあい会館で開催することになりましたので、その関係で会場借上料を新設しております。

次に、人事管理事業で消耗品の関係ですけれども、法規追録代ということでございます。こちらのほうは、当初、参考図書で予算計上しておったんですけれども、科目の構成が必要になりましたので法規追録代ということで科目を新たに新設したものでございます。

最後に、同じ人事管理事業の印刷製本費ですけれども、こちらのほうは当初予定しなかったコピー代を支払う必要がございましたので、科目を新設して執行したものでございます。以上でございます。

○長尾委員 ありがとうございます。

○委員長 改めて、ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課の決算について御説明申し上げますので、最初に歳入について御説明させていただきます。

決算書の56ページ、57ページの上段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課所管分で、備考欄、布袋ふれあい会館使用料及び布袋ふれあい会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、60ページ、61ページの下段をお願いいたします。

14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料で、備考欄、戸籍手数料から個人番号カード再発行手数料までの6項目でございます。

64ページ、65ページの中段をお願いいたします。

15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金で、備考欄、個人番号カード交付事業費補助金から社会保障・税番号制度システム整備費補助金までの3項目でございます。

66ページ、67ページの中段をお願いいたします。

15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

70、71ページの中段をお願いいたします。

15款4項6目1節総務管理費交付金の市民サービス課所管分で、備考欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

16款2項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課所管分で、備考欄、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

76ページ、77ページの下段をお願いいたします。

16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

少し飛びまして、80、81ページの中段をお願いいたします。

18款1項1目1節総務管理費寄附金の市民サービス課所管分で、備考欄、新型コロナウイルス感染症対策寄附金でございます。

その下、18款1項1目2節戸籍住民基本台帳費寄附金で、備考欄、新型コロナウイルス感染症対策寄附金でございます。

88ページ、89ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の市民サービス課所管分で、備考欄、コピー等実費徴収金から有料広告掲載料までの5項目でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出について説明させていただきますので、108ページ、109ページの下段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費につきましては、ここから115ページ上段の備考欄、市民相談員事業（新型コロナウイルス感染症対策）までとなります。

その下、2款1項4目男女共同参画費につきましては、115ページの中段の備考欄、男女共同参画事業でございます。

次に、146ページ、147ページの下段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、ここから152ページ、153ページの上段、備考欄、住民基本台帳等窓口事業（宮田支所）までとな

ります。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2つの事業についてお聞きしたいんですけども、151ページです。

最上段の個人番号カード関連事業ですね、マイナンバーカードなんですけれども、これ令和2年度末の交付率と最近、直近ですね、どのくらい交付率が上がっているか知りたいもんですから、その辺のところ分ければ教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　マイナンバーカードの交付率なんですけれども、令和2年度末、令和3年3月末の累積交付枚数は2万6,667枚でございます、交付率は26.68%でございます。

また、直近でございます令和3年8月末の累積交付枚数は3万7,103枚でございます、4月から8月の5か月間に1万436枚を交付しており、その交付率としては37.17%となっております。

○伊藤委員　非常に交付率が上がってきたわけですけど、その要因となった理由は何でしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　大きな要因といたしましては、国の政策とはなりますが、昨年度からのマイナポイントの付与によるものと、あとカードの未取得者に対しましては、QRコード付きの交付申請書を国のほうから郵送したことによって交付、取得の環境につながったものと推察しております。

また、当市におきましても、令和2年度の補正予算のときにコンビニ交付の導入ということで予算をお認めいただきまして、そちらの御利用もあるということで、マイナンバーカードの利便性につながってきているものと考えているところでございます。

○伊藤委員　分かりました。

これ非常に答えにくいかも分かりませんが、報道でもいろいろ言わ

れているんですけど、マイナンバーカードをいろいろひもづけして利便性を向上していきたいといういろいろ報道されますけれども、その辺の情報というのは入ってきているんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　直近で申し上げますと、マイナンバーカードの健康保険証利用がこの10月から本格稼働となりますこととか、あと令和6年度末までに運転免許証との一体化をするという計画が報道とかでもされているところかと思えます。

また、市民サービス課の事業といたしましては、令和元年度に公布されましたデジタル手続法というものがございまして、そちらは国外に転出された日本人の方もマイナンバーカードを御利用した上でマイナポータルの利用ですとか、そういったことができるようにということで、令和6年度の施行に向けて動いているというのも今後利便性の向上につながっていくものかと考えております。

○伊藤委員　よく分かりました。

あと1事業ですけれども、コンビニ交付サービス導入事業、中段ですけれども、これが計上されていますけれども、実際に交付が始まったのが令和3年2月から、今年の2月からですね、その利用状況が気になるものですから、推移をちょっと教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　コンビニ交付の利用状況でございますが、住民票の写しと印鑑登録証明書が御利用できるサービスでございます。

住民票の写しと印鑑登録証明書を合計した月ごとの発行枚数で申し上げますと、導入しました令和3年2月が222枚、3月が242枚、4月が252枚、5月が256枚、6月が312枚、7月が344枚、8月ですけれども365枚ということで、毎月少しずつですけれども発行枚数が増えている状況でございます。

○伊藤委員　分かりました。だんだん増えてきている状況が分かりました。

あと1点だけ、参考で県内でこうしたコンビニ交付サービスが導入されている自治体を教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　現在、コンビニ交付を愛知県

内で導入している自治体としましては、54市区町村のうち33市町でございます。その導入率としては61.6%でございます。

○伊藤委員　だんだん増えてきておるといことですね。分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　決算書の113ページで、その下のほうに市民相談事業というのが予算がありまして、法律相談と人権擁護相談事業というのがあって、これが成果報告書の341ページにまとめてあるんですが、ちょっとこれ私、知らないから聞くだけなんですけど、上の表の中で人権擁護委員による人権教室を小・中学校と保育園で行ったということ、これ何、45分ぐらいずつ、何かどんなような内容で主にされたか、ちょっと確認します。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　人権教室ですけれども、人権週間に合わせまして例年12月の期間で小学校と保育園とかで人権教室を実施しているものでございまして、現在、人権擁護委員として10名お見えですので、その方たちが分担されまして、園児の前ですとか児童の前で人権のDVDの視聴ですとか、あと人権の大切さということ দিয়ে いじめ問題でしたりとか、そういったことの御説明をした上で人権の大切さということの啓発活動を行っているものでございます。

○牧野委員　DVDだとか、分かります。そういうことをするんだ。これは毎年やっていたの、私ちょっと知らなかったんですが。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　毎年実施させていただいています。

○牧野委員　はい、分かりました。

それで、その下に市民相談件数がこの4年間分まとめて載っているんですが、これは分かりましたが、その下に活動指標というのがあって、一番下の表でこれ見方が分からないんですが、法律等相談の回数というのが実績値127という数字はどこから引っ張ってきたの、これ。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　こちらの相談なんですけれども、市民相談を除いた相談の実施回数ということで、それぞれ週1回の相談ですとか月1回の相談がございまして、目標値としては140ということで

計上させていただいていたんですけれども、実績値の127につきましては、昨年度のコロナの関係がございまして、行政相談とか人権相談で少し中止の期間がございましたので、実績としては127の実施回数ということになっています。

○牧野委員 分かりました。

そうすると、上の市民相談件数の一番上に、枠の中の法律相談の数とは、これは関係ないね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 こちらの上面に載せさせていただいている件数としては、御相談をいただいた延べの相談件数で、下のところの回数としては、その相談を開設した日数というか回数ということで上げさせていただいているものでございます。

○牧野委員 延べと。3回相談したら1件だと。この数字で減っていると、こういう見方ですね。はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員 では私から、まず決算書のほうの109ページから111ページのふれあい会館の話をしていただきたいと思います。

まず、109ページの一番下のところに、維持運営事業としてトータル2,140万円強の金額が実績としては載っている。

その次のページへ行くと、運営事業では約800万円ということで、大体3,000万円ぐらいの運営費が全体でかかっているということがこれから読み取れるわけでありまして。

対して、57ページの歳入側の話でいきますと、ふれあい会館使用料として199万8,070円という使用料がここに記載がされています。57ページですね。なので、3,000万円ぐらいの維持運営、建物を維持し続けるのに対して200万円ぐらいの使用料ですよという内容がここでは読み取れるんですけど、先ほど既に解決してしまいましたが、今回、手数料が改定されて、いろいろ会議室やスポーツ施設だったり、浴場の金額改定が今回されているんですけど、ということは、この結果だけから見ると、本来であれば使用料というのはもっと高い金額が設定されておるんですけど、手数料の改定からあまり上げ過ぎないようにするという、そこの上限に引っかかったから今回この程度の使用

料になったと読み取ってよいのですか。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 57ページの布袋ふれあい会館使用料なんですけれども、昨年度、令和2年度の決算が約200万円です。コロナの関係もありまして少し使用が少なかったことをごさいます。令和元年度としては決算は約300万円ぐらいでしたので、3分の1ぐらいの減額になったというところはあるかと思ます。

大きくはやはり使用料の部分と、歳出でかかっている維持運営に係る経費ということなんですけれども、使用料を上げるためにはやっぱり稼働率を上げていくということにつながっていくかと思っておりますので、金額が上がったということ以外にも稼働率の上昇ということを少しでも公民の負担ということにつなげていけるように努めていきたいと思ます。

- 長尾委員 はい、分かりました。

それでは、ちょっと個別の話に行きますけど、111ページの12節ですね、委託料の中の一番上、清掃委託料が915万7,500円ということで、私がたしか1年目にこの決算書を見たときの数字が七百五、六十万ぐらいだった記憶があるんですけど、そこから要はこの一、二年の間に900万円まで行ってしまったという、その理由が分かれば教えてください。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 まず、令和2年度で清掃委託している業務としましては、通常の清掃に加えまして浴槽及びろ過装置の配管洗浄というものも仕様の中に加えたことと、あと定期的な空調の室外機洗浄を追加したことも要素の一つかと考えております。

委員おっしゃられました清掃委託料の上昇につきましては、ちょっとここからは想像にはなってしまうんですけども、やはり愛知県の最低賃金の上昇というものが毎年大きく金額が上がってきておりますので、そこで清掃していただいている方の人件費の上昇もその中に含まれているものかと考えておるところでございます。

- 長尾委員 ありがとうございます。

では最後に、成果報告書の298ページの話を見せてください。

窓口サービスのほうで、日頃から窓口の業務をやられている方には、マイナンバーカードの発行等々ですごく忙しい日々を送られているということで、

大変感謝を申し上げたいところではありますが、成果の状況としては、太陽マークにはなっているものの、平成28年当時と比べても、正確で早くて便利な窓口サービスを受けていると感じる市民の割合というのが結果的には下がっているという結果になっているということで、ちょっとよろしくない。市民サービスとしての市民満足度を上げていくというのがやっぱりこの窓口サービスとして求められるところかなあと考えていまして、下がっちゃったということで原因分析をどのようにされているかということと、今後上げていくためにどういう施策を打っていこうと考えられているかということをご教えていただければ幸いです。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　こちらの市民満足度につきましては、毎年秋ぐらいの2週間に来庁されたお客様にアンケートをいたしていただいております、その中の項目としましては6項目、挨拶、身だしなみ、言葉遣い、態度、説明、かかった時間ということでの評価をいただいております、その中のアンケートの集計結果の中にも「満足」とか「やや満足」が比較的低い項目としては、かかった時間に対する部分がやはりほかの項目に比べて御満足いただけている割合が少し低い傾向になっているところがございます。

委員おっしゃられましたように、昨年度からマイナンバーカードの交付等々でかなりお客様の滞留も生じているところですので、もちろん速やかな交付ということで窓口にお越しいただいたお客様には、お待ちいただいている間に、最後に御説明する内容の資料を先にお渡しして読んでいただくような改善とかも少し図っているところではございますので、また引き続き満足度の向上に努めてまいりたいと思っております。

- 長尾委員　ありがとうございます。
○委員長　ほかに質疑はありませんか。
○長尾委員　すみません、また申し訳ございません。

予算外執行があったかどうかだけ、確認させてください。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　予算外執行につきましては、市民サービス課としては2件ございまして、そのうちの1件は3月定例会にて補正を計上させていただいておりますので、その他の1件について御説明

させていただきます。

こちらのほうですけれども、布袋ふれあい会館に非接触型体温計を備品購入費として計上させていただいたものでございまして、こちらのほうは緊急事態宣言で休館しておりました浴場の開始に向けまして非接触型体温計を予算外執行で購入させていただいたものでございます。

○長尾委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部行政改革推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○行政改革推進課長 行政改革推進課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

今年度の組織再編によりまして、決算事項別明細書上で行政経営課及び総務課として掲載されております事業の一部につきまして、令和3年度から行政改革推進課の所管となっておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の64ページ、65ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

中段やや上でございます。15款2項1目1節総務管理費補助金、備考欄、総務課とあります社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

次に、少しはねていただきまして88ページ、89ページをお願いいたします。88ページ、89ページの上段の21款5項2目11節雑入。

89ページの備考欄は上段になります。総務課とあります1つ目の情報システム等使用料でございます。

少しはねていただきまして、114ページ、115ページをお願いいたします。

以下、歳出でございます。

下段の2款1項5目行政経営費のうち、備考欄、人件費等から次の行政経営推進事業及びその次、116ページ、117ページ上段にかけましての行政改革

推進事業でございまして、予算編成事業の前まででございます。

次に、118ページ、119ページをお願いいたします。

2款1項6目行政事務費のうち、備考欄、下段の情報システム管理運営事業でございまして、次の120ページ、121ページ、備考欄の中段の入札・契約・物品購入・検収事業の前まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお尋ねします。

117ページ上段のICT活用推進事業の総合案内システム維持管理委託料が86万7,820円ありますけれども、改めてこの内容を教えていただきたいと思えます。

○行政改革推進課長　こちらの総合案内システムにつきましては、スマートフォンやパソコンなどを利用して市民の方からの問合せに対して人工知能、AIでございましてけれども、人工知能が職員に代わって対話形式、チャット形式と呼ばれておりますけれども、対話形式で返答するシステムでございまして、一般的にはAIチャットボットと呼ばれております。

このシステムにつきましては、愛知県が主体となりまして県内の全市町村が参加をいたしましたあいちAI・ロボティクス連携共同研究会におきましてシステムを選定し、そのシステムを導入しました市町村、39市町村でございましてけれども、人口割合に応じて委託料をお支払いしたという事業でございまして。

○伊藤委員　はい、分かりました。

あとこの利用に対して、市民の方からどういった反響があったのか。満足度というものはどのようなものなのか、これ分かれば教えてください。

○行政改革推進課長　総合案内システムにつきましては、令和2年の11月から本稼働をしております、このシステムの特徴としましては、24時間365日、時間を気にすることなく問合せができること、それから対話形式で問合せということで操作方法が分かりやすいということ。また、江南市の公式L

I N Eのほうからもアクセスができるようにしたということもございまして、令和3年3月までの5か月間で月平均2,000件強のアクセスがございました。

それから、土曜日、日曜日、祝日、夜中、早朝などといった市役所が開庁していない時間帯でもアクセスがございまして、なかなか市役所に来庁することや電話をすることが難しいという方にも御利用いただいたというふうに考えております。

また、質問に対する正答率、正しく答えたかというようなこともございまして、こちらのほうは93、94%程度ということで高い正答率を得ることができておりますけれども、今後もA Iの特徴を生かして学習が進むことでより正しい回答ができるのではないかなあということで、満足度も上がっていくというふうに考えております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 121ページで、上のほうにプライベートクラウド運用委託料が前年と比べてかなり増えていることと、情報セキュリティインシデント対応支援委託料というのが新設されておるので、ちょっと説明いただけますか。どういうふうのと、また新設の理由を。

○行政改革推進課長 プライベートクラウドの運用委託料につきましては、令和2年2月でございましてけれども、これまでリース契約といたしまして後期高齢のシステムのリースと保守を行ってございましたけれども、そのリースが終了したということでございまして、リース分はなくなりましたけれどもシステムの保守分、これがプライベートクラウド運用委託のほうにシステム保守として上がってきたということで、令和元年度に比べて令和2年度のほうが増加したということでございます。

逆に、その下のコンピューター機器借上料のほうにつきましては、システム分がなくなりましたので減額となったということでございます。

それから、もう一点の情報セキュリティインシデント対応支援委託料ということでございましてけれども、江南市が今運用しておりますサーバー機器ですとかネットワーク機器に対して安定した運用環境を維持するために、事故、障害、今インシデントと呼ばれておりますけれども、こういった障害があっ

たときに原因究明方法ですとか復旧手順ということを確認ということで、N E Cのほうから対策の支援の委託を受けました。これによりまして、事例の検討を行ったり、実際に事故が起こったと想定した訓練等も行いまして、訓練結果から業務手順等の見直しを行ったということでございます。

○牧野委員　大した金額じゃないんだけど、実際には何かインシデントが起きたときに、でも前も駆けつけては来るんだけど、これを委託契約すると、それが何、事例研究で未然に防げるの。そういうことではないのかな。その内容をもうちよつと。

○行政改革推進課長　実際にいろんな情報の関係で事故が起きた場合に駆けつけていただけることはございますけど、その前にまずどういった手順で何が原因だったのかということで、通信だったのか、機器だったのか、システムか、そういった切り分けの方法ですとか、こういったことをどういうふうに関因究明するかというようなことで今回委託を組んで教えていただいたというようなことでございます。

○牧野委員　分かりました。結構です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員　私から2つになります。

1つ目は成果報告書のほうを見ていただきたいと思います。

304ページ、この成果の状況が悲しいかな雨の状況になっておりまして、江南市イノベーションビジョン（第8次行政改革大綱）の進捗状況ということで実績値34%というところで、実績として下に今回10件、事業仕分みたいなことをやっていただいて、8件を中止と判定したということで、成果として素晴らしいような成果を上げていただいているんですが、進捗率としては思ったように上がっていないということなんですけど、これをリカバリーしていくのにどういう対応をされていく。何か単純に人を増員してもっとスピード感を上げるとか、何かないとこのままずるずるとエンド期間を延ばすというのも1つの作戦かと思えますけど、中に考えがあれば教えてください。

○行政改革推進課長　江南市イノベーションビジョンにつきましては、今50の事業について進捗管理等を行いまして、こういった今状況、実績値のほうを掲げてございます。

この中には、一番今回イノベーション事業の中で取組事業として多かったのは、窓口業務の民間委託というような取組を江南市ではやったことないものですから、まずは検討すると。どういった取組なのか、近隣市町の状況ですとかをよく調査して取り組むべきかどうかということから判断したということで、なかなか経費のほうがかかるということで、事業としては実施するのを見送ったというようなことがありまして、実績値のほうは思ったより伸びていないというような現状がございます。

ただ、今後につきましても、職員の増員がなかなか見込めない中で業務は増えてくると、こういった民間委託というのも常に検討はしなきゃいけないというふうに思っておりますし、またAIを活用したりRPAを活用した業務の効率化ということも足しながら、少しでも実績値のほうは向上するようにこれからも努めていきたいと考えております。

○長尾委員 ありがとうございます。

では最後に、これまで確認させていただいたとおり、予算外執行があれば教えてください。

○行政改革推進課長 行政改革推進課所管としてはございません。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ここで暫時休憩いたします。

午前11時47分 休 憩

午後1時07分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第74号を議案とします。

続いて、財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 それでは、令和3年度の組織再編によりまして、行政経費のうち行政改革推進課が所管する人件費と一部の事業及び、行政事務費のうち総務課が所管する事業を除きました財政課が所管する事業につきまして、御説明のほうをさせていただきます。

令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の52ページ、53ペー

ジをお願いいたします。

最初に、歳入でございますが、上段の2款地方譲与税から、54ページ、55ページの下段、12款交通安全対策特別交付金まででございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段、17款財産収入、1項財産運用収入、1目1節土地建物貸付収入、その下、2目1節利子及び配当金で、行政経営課の江南市財政調整基金利子、江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

上段、17款2項財産売払収入、1目2節土地売払収入のうち、総務課の土地売払収入でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページの上段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、行政経営課の江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下、20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、92ページ、93ページをお願いいたします。

中段、22款1項6目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。114ページ、115ページをお願いいたします。

中段、2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費のうち、117ページ備考欄、予算編成事業から公共施設整備事業基金管理事業まででございます。

120ページ、121ページをお願いいたします。

2款1項6目行政事務費のうち、121ページ最下段から123ページにかけ備考欄、市有財産管理事業でございます。

124ページ、125ページをお願いいたします。

同じく、2款1項6目行政事務費のうち、125ページ中段、備考欄、PCB廃棄物処理事業でございます。

次に、大きくはねていただきまして、366ページ、367ページをお願いいたします。

上段、11款1項災害復旧費でございます。

その下、12款1項1目公債費、その下、13款1項1目予備費まででございます。

補足の説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお聞きしたいと思います。

81ページですけれども、上段のほうのこれは総務課なんですけれども、財政課でよかったですか、土地売払収入ですけど、これは1,058万2,070円ですね、この内容をちょっと教えてください。

○財政課長　こちらの土地につきましては、尾張北部環境組合との新ごみ処理施設の施設用地ということで、令和2年4月30日に売買の仮契約を締結いたしました案件でございます。中般若町北浦の19番及び20番の2筆、761.3平方メートルの売却でございます。

○伊藤委員　はい、分かりました。

あと、土地の面積になってきますけど、単価をお願いします。

○財政課長　1平方メートル当たりの単価は1万3,900円でございます。

○委員長　ほかにありますか。

○堀委員　115ページ、愛知県派遣職員給与費等負担金について、どのようなものか。

○財政課長　こちらは、愛知県の職員の派遣依頼に基づきまして1名派遣していただいていたものでございます。現在、その方は県のほうに戻って見えまして、旧行政経営課の業務の全般ということで、財政部門、それから公共施設の管理部門、こちらをトータル面で事務のほうをしていただいていたという事業でございます。

○堀委員　これは江南市からお願いしていたの、来ていただいたのは。

○財政課長　そうでございます。

○堀委員　現在は、代わりの方は来てみえますか。

○財政課長　財政課のほう及び行政改革推進課のほうには、現在こういった職員は依頼しておりませんので、現在は市職員のみ要員となっております。

○堀委員　市職員でもやれるわけだ。

117ページ、財務書類作成等支援委託料、これはえらい高いんだけどね。どのような内容ですか。

○財政課長 財務書類作成等支援委託料でございますけれども、こちらにつきましては、決算の関係の資料となります財務4表ということで、バランスシート、貸借対照表と行政コスト計算書、純資産変動計算書、資産収支計算書ということで、いわゆるこれは財務4表、国の基準に基づいて作ってまいる書類になります。この作成に当たっては、仕分作業、会計の専門的な知識が必要になりまして、専門のそういった事業者さんのほうに依頼をかけまして、国の基準に基づいた財務4表という4つの表を作っていただいているということでございます。

○委員長 よろしいですか。

○堀委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

○長尾委員 今朝からいろんな課長さんに対して予算外執行の話をしていただいたんですけど、財政課さんのほうが一番この予算外執行ということに対して取り仕切りをされているということで、お聞きしたいんですが、まず、今というか、これまで当局のほうでやられていた予算外執行に関する江南市独自の部分というのは、ルールというのをいま一度分かりやすく説明していただいてよろしいですか。

○財政課長 予算外執行という言葉は、本市独自の用語でございます、既に委員の皆様御存じのとおり、執行科目と言われる節以下の科目の新設を伴った流用でございます。この流用でございますので、あくまでも既にある予算の範囲内で行うということで財源措置をしております。

予算外執行のその手続面につきましては、これも江南市独自のルールというか、やり方でございます、予算流用というのは、本来、当然みだりに行うことがないように努めなきゃいけないという中で、この内部統制を働かせることを目的といたしまして、事業の所管課が起案する予算外執行伺いというものを財政課のほうに合い議という形でいただきまして、予算決算会計規則に定めた予算流用というものの手続を補完してまいるものということで位置づけてございます。

○長尾委員 続けてになりますが、先日の大藪議員の議案質疑のたしか答弁の中で、総務部長のほうから、この金額の範囲として、おおむね50万円前後

ぐらいまでの金額を予算外執行して振り替えるルールをしているということでしたが、この50万円というのが、50万円という金額を聞くと、損害賠償等の専決の金額でということで50万円の数字があるんですけれども、何回か損害賠償の話は、過去の議会との連携の中で、全部を補正予算をやっていると大変な話になるからということで、そこは専決にしましょうと議会で認めたという話をしたというのをお聞きしたことはありますけど、この予算外執行の部分というのは、特に議会等、何らかそういう申合せというか、何か認識合わせというか、何かそういうことをやられた過去にあった話なのか、なかったのかということをお聞きします。

○財政課長　私の担当になって知る限りは、そういった御協議というのはさせていただけていないと思っております。

○長尾委員　それであれば、今回、先日の議案質疑もあったこともあって、この決算の中で議会のほうは実は変わって、当初予算の中に入っていなかったものが実行されたんだよというのを理解したわけなんですけど、要は、将来的に来年度以降も、後からこの決算のタイミングで実は増えているんですよというのが分かる状況だと、ちょっと具合が悪いんじゃないかなということとを危惧しております、せめて変更される、実際に補正予算を組まないにしても、変えるぞというときぐらいに、議長さん、副議長さん、もしくはその委員会の正・副委員長ぐらいには、変えるよという一言ぐらい何か認識合わせをされて、議会のほうもちゃんと変えたことを知っているよという状態をつくりつつやることというのは、何か考えていないんでしょうか。

○財政課長　今、今日この時点で、その質問に該当するようなお答えを持ち合わせておりませんが、当然、強いお叱りを今回承っておりますので、今後議会の皆さんとそういった御協議というのを、どうやってやるかも含めまして、ちょっと持ち帰り、今は検討させていただきたいと思っております。

○長尾委員　実は、今朝からいろんな各課の実施状況を聞かせていただいたんですけど、内容を聞く限り全然問題がないような内容ばかりで、実は聞いたこと自体が何か申し訳ないなというようなぐらいの内容であると、実はそういう感想をちょっと持っております、ただ、やっぱり最後のこのタイミングでしか分からんよというのだけがどうしても厳しいということで、やっ

ぱりその実施のタイミングで一言だけでもあると、議会として何らか知る方法があるとうれしいということで、それは要望としてそのままお聞きしておいてほしいと思います。

○委員長 要望ですか。

○長尾委員 お願いします。

○委員長 他に質疑ありませんか。

○堀委員 ちょっと確認なんですけどね、予算外執行と予算流用と、ちょっとその違いを詳しく一遍教えて。

○財政課長 予算外執行というのは、もともと節ということで、事業として予定していなかった支払いの要は財布ですね、節とか細々節ですとか需用費だとか消耗品とかといろいろあると思うんですけども、もともと予定していなかったその節を、目以下を新たにつくって執行していくというのが予算外執行ということで呼んでいます。もともと予定していなかったもの、当初予算で補足し切れなかったものです。

それで、予算流用というのは、もともとある事業に対して突発的な何かが生じたときに、そのお金が足りなくなったとした場合に、もともとあるところは別に、そこにお金を持っていくというのが予算流用です。予算外執行は、ここ自体もなく、新たにここをつくって流用させるというのが予算外執行という使い分けをしています。

○堀委員 予算外執行ということになると、先ほどの今の説明から言うとね、当然議会を承認して予算執行をしておるわけだわね、議会で承認を得てするわけでしょう、予算執行は。それをある程度変えるという場合は、議会の承認を改めて得ることが、法的にも多分そうなおるんじゃないかな。

○財政課長 予算編成で地方自治法でいきますと、款項、もう少し大きい区割りということで、1款とか2款とかという、そこですね、その款項については議会の議決を得なきゃいけないと、それで流用はしてはいけないということで定められているものですね。それで、目以下については執行科目という解釈がされておまして、そこについては臨機の対応ということで、予算流用が可能なものということです。

○堀委員 先ほど長尾委員が言ったようにね、非常にグレーなんだわね、そ

のところは金額的に言ってもグレーなんですわ。だから、それ以内なら議会に何も諮らなくても差し支えないというものの、やっぱりある程度は議会のほうにも報告程度の対応はしていただかなきゃいかんというふうに、いかんじゃないけれども思うんですが、部長いかがですか。

○総務部長　先ほど財政課長のほうからも説明ありましたように、款と項については議会の議決を必ず経ないとはいけません。それ以下につきましては、大変申し訳ないことですけれども、議会の議決なしで執行科目と位置づけられておりまして、長の責任の下でできますということになっておるという前提だけまずお伝えをさせていただきます。

今、副委員長や堀委員からも、やはりそこは議会のほうに御報告いただくかんといかんよということをしていただきましたので、なるべくどこかのタイミングで、ちょっと全部と今ここでちょっとお約束できませんけれども、どこかのタイミングでお示しができるように、一度持ち帰って検討のほうをさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○堀委員　そういうようなことがある程度前から、微々たる金額にしても、ある程度のこういうことでやりますよということぐらいちゃんと話があれば、草刈りなんか問題は出てこうへんかったと私は思います。だから、そういう点についてもしっかりとやっていただきたいという、これは要望です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長　それでは、税務課の所管します予算に関しまして説明させていただきます。

歳入歳出決算事項別明細書の50ページ、51ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

1款市税につきまして、1項市民税から下段でございます5項都市計画税までのうち、現年課税分が税務課の所管となります。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の14款使用料及び手数料、2項1目2節徴税手数料で、備考欄にございます証明手数料をはじめ2項目でございます。

次に、また飛びます。70ページ、71ページをお願いいたします。

中段の15款国庫支出金、4項6目2節徴税费交付金で、備考欄にございます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次、また飛びます。80ページ、81ページをお願いいたします。

18款寄附金、1項1目1節総務管理費寄附金のうち、備考欄の下段にございます税務課分、新型コロナウイルス感染症対策寄附金でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

21款諸収入、5項2目11節雑入のうち、備考欄の上段にございます税務課分、コピー等実費徴収金をはじめ2項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きく飛んでいただきまして、136ページ、137ページをお願いいたします。

下段にございます2款2項1目の税務費、右側の備考欄、人件費等から143ページ備考欄の下段、税諸証明書交付事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　3点だけお尋ねいたします。

50ページ、これはいつも多分話題というか、皆さん聞かれるんですけども、市民税個人、江南市民が他の自治体、ふるさと寄附金について、それに対して当然減額になりますので、その分だけ、そうすると減額となった市税の額というのは幾らなんでしょうか。毎年、多分毎回誰か聞かれておると思うんですけど。

○税務課長　令和2年度の賦課控除になった額といたしますと1億6,865万2,000円となります。

○伊藤委員　分かりました。

続きまして、60ページ、徴税手数料、これはかなり減っているんですけども、予算額681万3,000円ですかね、それに対して調定額と収入済額の510万6,950円でかなり下回っているんですけど、この理由というのは何でしょ

うか。今回えらい下回っているんですけども。

○税務課長 予算額に対して調定額が少ないという点でございます。予算額につきましては、近年の決算額をベースに予算額を算出しておりますが、マイナンバー制度により情報連携ができるようになってまいりました。その関係で所得証明書等の交付枚数が大幅に減ったことが原因となっております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

もう一点、141ページ、これはちょっと聞きたいのと要望が2つ入っているので申し訳ないですけども、141ページの上段です。個人賦課事業です。それは、ちょっとこれも多分確定申告だとは思うんですけども、これはコロナ対策の具体的な内容をちょっと教えてほしいんですけど。

○税務課長 確定申告会場でのコロナ対策として計上させていただいたものでございます。内容としましては、こちらのほうに関しましては、パーティション及びサーキュレーターを購入が主なものになっております。

また、確定申告会場でのコロナ対策でございますけれども、まず申告会場としましては文化会館のほうで実際にやらせていただきましたが、こちらのほうの会場のレイアウトのほうをソーシャルディスタンスを設けた形を取らせていただきました。

また、購入させていただいたアクリル板を設置し、サーキュレーターのほうで強制換気を実施してまいりました。

また、入り口にて入場者のほうのコントロールをするために、入場時間を記入しました入場整理券を配付する形を取りまして、それと、あと検温を実施させていただいたというのがコロナ対策の内容となっております。

○伊藤委員 よく分かりました。

あと、確定申告会場に来場する方の人数は、年々増えているものなんですか、減っているものなんですか。

○税務課長 令和2年度に関しましては、コロナの関係がございまして大幅に減っております。2,231人ございました。こちらのほう、令和元年度に関しましては2,854人ございましたので、623人の減少というふうになっております。

○伊藤委員 最後にちょっと要望という形になっちゃうんですけども、確

定申告中は非常に多くの方が殺到しますので、コロナ感染が心配ですので、例えば事前予約という形で、そういった仕組みを構築してもらえないかというふうにちょっと要望なんですけれども、そういった会場の方からちょっと意見をいただきましたので、どうでしょうか。

○税務課長 昨年度から税務署に関しましてもLINEで全国的に予約を取るといふふうになりました。また、近隣市町においても、インターネットを経由して予約という形をちらほらやりかけましたものですから、先進事例を参考にしまして、江南市においても早い段階でインターネットを経由した予約を実施できるように検討してまいりますので、よろしくお願ひします。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○堀委員 50ページ、たばこ税、ここ数年の推移を教えてください。

○税務課長 平成30年から御説明させていただきます。約でございます。平成30年度におきましては5億4,300万円でございます。令和元年度に関しましては5億4,100万円です。それから令和2年度に関しましては5億1,400万円という形で減少してまいっている状況でございます。

○堀委員 それで、江南市内の法人市民税の推移は。

○税務課長 少しお時間よろしいですか。

○堀委員 いいよ。私が聞いておる限りでは、法人市民税よりたばこ税のほうが多くなっちゃっておる。法人市民税よりたばこ税のほうが多いんだよ。会議所等に御意見申し上げて、もっと法人市民税を増やしてたくさん納めていただくように言っていたとかなあというふうに思いますし、たばこを吸う人は神様だよ。そうじゃなくて、江南市でたばこを買う人は神様だよ。

とにかく、たばこ税のほうが多くなっちゃったんだから。

○税務課長 申し訳ございません、平成30年が手持ちにございませぬ。令和元年度と令和2年度と御説明させていただきますけれども、令和元年度でございます。6億1,270万円でございます。それに対しまして、令和2年度に関しましては4億9,400万円という形で大幅に減っております。ただ、こちらのほうでございますけれども、コロナの影響もございまして業績が悪化

したという点がございます。

あと、それから令和元年10月からでございますけれども、法人税の税率のほうが大幅に下がっておりますので、これも影響しているということで致し方がないというところで御承知おきをお願いします。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

○長尾委員　では、私から2つほど確認させてください。

決算書の139ページの個人賦課事業の12の委託料の中で、課税事務パンチ入力委託料が255万3,879円と出ておりまして、同じく143ページのほうでは償却資産賦課事業ということで、同じく課税事務パンチ入力委託料というのが出ていところで、どこかが外部に作業を委託しているんだろうなとは思いますが、これって職員さんではやれない何か特殊な入力があるものなのか、単純に人的な理由か、体力的なものでそこに委託しているのか、どういう内容かを教えてください。

○税務課長　139ページの個人賦課事業に関しましては、確定申告等及び給与支払報告書といったものが短期間のうちに出てくるということで、市職員及び会計年度任用職員だけでは対応できないということで、パンチ委託させていただきます。

また、償却資産のほうに関しましても、1月31日までの間に申告書のほうが出てまいりまして、職員のほうもパンチをしておりますけれども、それでも足りないということで委託していくということなので、人的に足りないということになります。

○長尾委員　ありがとうございました。

体力的な話であれば致し方ないという気もしますが、では、成果報告書の310ページのほうを見ていただきたいと思っておりますけれども、これの成果の状況というところで、課税誤りによる更正・決定の件数とあって、今回も10点をつけていただきましたという形で、下のほうに説明が書いてあって、入力誤りだったり、過去の課税処理の誤りの更正だというところで、何が言いたいかというと、入力誤り、単純なミスというのはやっぱり避けるべき、よく言われるイージーミス、入力した後のチェックだとか、前にも健康福祉部さんでどさっとありましたけど、やはりそこをなくすために当然たくさんやら

れているのは分かっているので大変なんですけど、何らか、例えばなんですけど、こういう入力も含めて入力そのものを、昔は私、システム屋なので全自動化してしまえばいいんですけど、そもそも課税の計算書から一連の確定のところまでを機械的に全部自動で計算するような何かパッケージみたいな、何か行政パッケージみたいなので、何かそこらの自治体にあるような気がしているんですね。そういうのを例えば犬山市さんがもう既に使っているよみたいなものがあれば、共用で使わせてもらうとか、何かそういうような類いのことで、要は人手を、手作業でやるから入力ミスが出るんだよ、自動でいけばなくなるよねというような形で、こういうところこそシステム化することで、何らか負担が減りつつミスもなくなるというような対応を本来ならしていったほうがいいのかなどと思っていまして、そういうところをちょっと、半分要望になっちゃうんですけど、そういうのをあるかないか探していただいて、近隣で使えそうなものがあるなら、そういうのを導入に向けて検討していただくというような形で、ミスを何とかゼロに向ける活動をしていただけたら幸いと思います。

- 委員長 要望で。
- 長尾委員 はい、以上です。
- 委員長 ほかに質疑はありません。

〔挙手する者あり〕

- 委員長 大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。
- 大藪議員 ありがとうございます。

では、委員長の許可をいただきましたので、簡単な質問です。

ふるさと納税の話は先ほども出ておりましたが、市に入る額、現在入っている額、それから市に入る予定であった額、両筋は出てくると思います。実際のその数字と、それからその差額が幾らなのか教えていただけますか。

○税務課長 入ってくるお金に関しましては、地方創生推進課のほうになってしまふところがありますけれども、私たちについて知り得るところで申し上げさせていただきますと、まず……。

○大薮議員 概算でいいですよ。

○税務課長 概算でいいですか。

先ほど、私たちの税務課のほうで寄附の控除する額が、令和2年度に関しましては1億6,865万2,000円の控除がおおむねふるさと納税で控除した額となっております。

それで、ふるさと納税で入ってくる額がふるさと納税の寄附金でございますけれども、予算書のほうで見させていただきますと、ふるさと寄附金として令和2年度は1,683万2,000円というふうでございますので、控除額のほうが10倍という形なのかなというふうには。

○大薮議員 はい、ありがとうございます。

単純明快な話です。江南市外の方から、具体的な名前は申し上げませんが、あのお酒はないのか、この商品はないのかという要望を大変よく聞きます。そういった要望のあるもののニーズをつかんでいただいて、極力これ、10分の1、9割がということにならないように、ぜひ令和3年度、そして令和4年度、頑張ってくださいと思いますので、要望として上げさせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員 税務課さんの予算外執行はありますでしょうか。

○税務課長 税務課の予算外執行でございますけれども、歳入歳出決算書のほうでございます。140ページ、141ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

上段でございます備品購入費、プリンターとして6万6,000円、こちらのほうが予算外執行ということでさせていただきました。

○長尾委員 ありがとうございます。

○税務課長 前年ですと、こちらのほうですけれども、レンタルをしていたものでございますけれども、レンタルに際しまして、急にレンタル会社のほうから、インク、トナーカートリッジを交換のときにドラムカートリッジの

交換も必須ということで通達がございまして、そうしますと日用品のほうの予算のほうがパンクするというので、急遽購入という形で替えさせていただいたものでございます。

○長尾委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○収納課長　それでは、収納課の所管につきまして御説明させていただきます。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書の50ページ、51ページをお願いいたします。

まずは歳入でございます。

1款市税、1項市民税から、はねていただきまして、52ページ、53ページ最上段、5項の都市計画税までのうち、滞納繰越分に該当するところがございます。

大きくはねていただきまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

上段の16款県支出金、3項1目1節徴税费委託金でございます。

次に、少しはねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段少し下、21款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページ上段、同じく21款の5項1目1節滞納処分費、その下の中段の2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

上段、21款5項2目11節雑入で、上段の収納課、配当割額・株式等譲渡所得割額返戻金でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、142ページ、143ページをお願いいたします。

最下段、2款2項2目収納費、右側備考欄、人件費等からはねていただきまして、147ページ中段少し下、右側備考欄、納税相談事業まででございます。

補足の説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2点だけ御質問をさせていただきます。

まず77ページの上段ですね、2つ目ですけれども、県民税徴収取扱費委託金ということで、これは県民税を市が賦課徴収するということに対して県からいただいているお金だと思うんですけれども、非常にこれは高額ですね、1億6,533万6,715円、この積算根拠はどういったものでしょうか。

○収納課長　県民税徴収取扱費委託金といたしまして、令和2年度において県より1億6,533万6,715円の交付を受けておりますが、主な内訳といたしまして、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、市民税・県民税を一括して市で徴収している事務に要する費用といたしまして、納税義務者数1人当たり3,000円の交付を受けております。納税義務者数が5万2,338人でしたので、1億5,701万4,000円の委託金の交付となっております。

そのほかに、市民税・県民税に還付が生じた場合、市から納税義務者に対し、県民税分も立て替える形で還付をしておりますので、この立て替えた分が委託金の一部として交付されており、令和2年度においては、配当割等の控除不足額の還付も含めまして、還付充当金額として支払った約2,055万円のうち、県民税分の約820万円の交付を受けております。

○伊藤委員　詳しい説明ありがとうございました。よく分かりました。

あと1点だけ、147ページの中段ですね、還付・充当事業ですけれども、これは市税過誤納還付金等及び還付加算金なんですけれども、これは非常にたくさん返しているような感じなんですけれども、これはかなり多いんですけれども、その原因は何ですか。

○収納課長　令和2年度の過誤納還付金及び還付加算金は、全体で4,732万5,530円となっております。令和元年度の2,830万774円と比較しますと、約1,900万円の増加となっております。

この増加の主な原因といたしまして、法人市民税の還付額が前年度から1,450万円ほど増加しております、2,197万7,000円となっております、これは令和元年度に予定申告として納付した法人が新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして収益が減ったため、令和2年度の確定申告による税額が予定申告の納付額を下回り、還付となった法人が増えたことによるものだと考えられます。

○伊藤委員 はい、分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

○堀委員 145ページの訪問徴収事業についてですが、訪問徴収というということは一軒一軒回るわけでしょう。このコロナ禍のときに回ってやってみえるんですか、どうですか。

○収納課長 コロナの影響は、コロナの感染対策等をしっかりして徴収のほうはしております。

○堀委員 だけど、相手があることでしょう。

〔「いや、やっておるて、そりゃあ」と呼ぶ者あり〕

○堀委員 前は管理職以上がペアを組んで滞納者のお宅を一軒ずつ回って徴収をやってみえたんですよ。

〔「そう、強化月間」と呼ぶ者あり〕

○堀委員 そういうのをやってみえたんですが、今後そういうようなことをやる予定はありませんか、総務部長。

○総務部長 以前やっていたことがあるので承知しておりますけど、どういったことでなくなったのかもちょっと承知していないのでいけませんけれども、一度ちょっと……。

○牧野委員 滞納整理機構の技術が上がっているからね、やっぱり滞納整理機構で抑え方がうまくなったんだと。

〔「プロだ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長 効果がやはりあまり期待できないということで、それ以外の財産の差押えとか給与の差押え、そういったことに比重を置いてきておるという内容でございますので、今のところちょっとやるのは難しいのかなというふうに御回答のほうはさせていただきたいと思います。

○堀委員 滞納徴収について上手になったと、今、牧野委員が言ってみえたんですね。徴収の仕方が上手になったと、そういうようなことも聞いたんですね。やっぱりそういうこともどんどん生かして滞納者が少しでも減るような形で、県のほうのプロの徴収者が来るんですよ、これは。県のほうね。終わりました。

○牧野委員 終わった。

○堀委員 そういうようなことが、やっぱりしっかりノウハウを聞いて進めていただきたい。これは要望です。

○委員長 はい、要望ということで。

○牧野委員 ちょっと聞きたいんですが、145ページで、今、堀委員がおっしゃったところと一緒に、滞納市税等訪問徴収事業で300万円使って、その下のほうに滞納者対策事業で1,600万円使って、それから147ページですけど、下のほうに滞納処分事業で73万円ぐらい使っているんですが、合計すると2,000万円ぐらい使って、多分この訪問徴収も委託してやられていると思うんですけど、そういうちょっと僕の疑問なんですけど、その83ページへ戻っていただきまして、諸収入、延滞金、加算金及び過料が2,530万円という収入があるんですが、この2,530万円の収入と今の経費2,000万円ぐらいは、これは対応している。それだけ、またほかのものも含めてお金が入ってきている経費としてこの2,000万円ぐらい使っているのか、これは2,500万円収入に対して2,000万円ぐらい使っているのか、その関係性をちょっと聞きたいんですけど。

○収納課長 今おっしゃられた83ページの延滞金等のところなんですけれど、こちらはあくまで延滞金だけになっておりますので、実際には、この延滞金と、その本税のほうの徴収も入っておりますので、やっております。

○牧野委員 堀委員が聞かれた収納率も上がっていると思っておりますし、なかなか抑えるところは抑えていらっしゃる。そうすると、これは延滞金だけだとプラスアルファ入っていますからね、そういうことですね。はい、分かりました。

あと、ちょっと質問じゃない、この滞納処分事業なんですけど、これは今、市はやっぱり10年間ぐらい追いかけているんですけど、時効の3年、5年、

時効の中断10年とやっているんですけど、その基準を江南市独自で悪いことじゃないんだけど、この経費対コストが僕はあまり合わないと思うので、やはりその10年時効の中断で追いかけることのすべき人と、これは難しいんだけど、すべきじゃないものと、ある程度この物件数が多過ぎるんで、1回内部基準でやってもらったほうが、コストも下がって収納率も上がるような気がするんで、要望ですから検討いただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

○長尾委員 では、すみません、収納課での予算外執行。

○収納課長 収納課といたしまして、令和2年度に予算外執行した件は1件ございまして、その内容でございますけれど、訪問徴収事業におきまして会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を、同じ8節の旅費ではありますが、普通旅費として予算計上していたため、正しい科目に更正したことによるものになります。

○委員長 よろしいですか。

○長尾委員 はい。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の54、55ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

最下段の14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料のうち、はねていただきまして、56、57ページ、備考欄の総務課分13件でございます。

66、67ページをお願いいたします。

中段の15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

70、71ページをお願いいたします。

中段の15款4項6目総務費交付金、1節総務管理費交付金、備考欄の総務課分でございます。

76、77ページをお願いいたします。

上段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金でございます。

その下、4節統計調査費委託金でございます。

78、79ページをお願いいたします。

上段の16款4項5目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

その下、17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料、備考欄の総務課分でございます。

80、81ページをお願いいたします。

上段の17款2項2目物品売払収入、2節物品売払収入でございます。

84、85ページをお願いいたします。

最下段になりますが、21款5項2目雑入、10節電話料収入、備考欄の総務課分でございます。

88、89ページをお願いいたします。

上段の11節雑入、備考欄の総務課分のうち、2点目のコピー費実費徴収金、以下9件でございます。

92、93ページをお願いいたします。

中段の22款1項7目総務債、1節総務管理債でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、116、117ページをお願いいたします。

下段の2款1項6目行政事務費、備考欄、人件費等から、118、119ページ中段ぐらい下の自衛官募集事業まで、及び、はねていただきまして、120、121ページ中段の入札・契約・物品購入・検収事業から、下段の工事等検査事業まで及び、はねていただきまして、122、123ページ中段の市民総合賠償補償保険事業と、その下、庁舎等維持運営事業及び、はねていただきまして、124、125ページ下段の本庁舎空調設備等更新事業から、126、127ページ中段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、152ページ、153ページをお願いいたします。

中段の2款4項1目選挙費、備考欄、選挙管理委員会事業及び、その下、2款5項1目統計調査費、備考欄、統計調査事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 2点だけ御質問させていただきます。

まず119ページの上段辺り、顧問弁護士活用事業ということで、79万2,000円ありますよね。ちょっとどのぐらい、これは顧問弁護士に相談したかという、その回数をちょっと教えてください。

○総務課長 令和2年度でございますけれども、総務課で把握している分といたしましては、36件でございます。

〔「36回ということ」と呼ぶ者あり〕

○総務課長 そうです。

○伊藤委員 はい、分かりました。勘定として前年度より少ないような気がするんですけども、まあいいです。

続きまして、153ページの下段辺り、国勢調査事業ということで、これはちょっと興味あって見ておるんですけども、実際3,479万2,000円ということですけども、ほとんどが指導員や調査員の人件費なんですね。この人件費なんんですけども、この報酬の額を決める、これはどこが決める、市が決めるんですか。大体全国的に決まっておるんですか、報酬額。

○総務課長 国のほうの基準で決められてございまして、内容といたしましては、調査票を配付して回収する調査員、こちらのほうが均一額として4,850円、それに1調査区当たり1万6,735円と、1調査世帯当たり292.47円を加えて積算する歩合制でございます。

それから、調査票を確認して調査員に指導する指導員、こちらのほうの報酬につきましては、均一額4万8,030円に諸経費2,020円を加えまして、定額で5万50円となっているものでございます。

○伊藤委員 なぜこのようなことを聞いたかといいますと、今回、調査員や指導員がなかなか集まらずに、市の職員とか消防職員の方が多数これに携わったということを聞いていますので、本当に大変だなあとあって、報酬でも上げられんかなと思って聞いたんですけども、国で決まっておるといことだもんで。それで、5年後にまた来るわけですよ、これは。また同じよ

うな状況になる可能性もありますので、その辺のところの対策はどのように考えてみえますか。

○総務課長 調査員などの選定につきましては、市町村のほうで一般から公募ですとか、町内会からの推薦ですとか、前回調査の経験者からの選考などといった地域の実情に応じた方法によって選考、選出を行っておりまして、選考された人を総務大臣が非常勤の国家公務員という形で任命をしております。

次回の国勢調査のほうは令和7年の予定となっておりますけれども、令和2年の調査と同様に、国のほうが調査業務の委託について社会福祉施設などを除いては認めておりませんので、この現状が、認めていないという現状が変わらない限りは、先ほど申し上げましたように、一般からの公募ですとか、町内会、自治会からの紹介依頼ですとか、そういった選考に頼らざるを得ないのではないかと考えております。

そうしたことから、不足する調査員などにつきましては、現状同様、正規職員に協力をお願いする以外にちょっと手だてではないのかなというふうに今のところは考えておるところでございます。

○伊藤委員 なかなか今回大変だったということをちょっと耳にいたしますので、いろんな部署から、この辺のところでもしっかりと調査員を確保できるようにしてください。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

○堀委員 先ほどの伊藤委員の顧問弁護士に関して、36回相談をされたということですが、その相談内容を教えてください。

○総務課長 主な相談内容でございますけれども、第三者行為により職員が被災した場合の示談締結ですとか、高額療養費の支給と相続放棄についてですとか、あとは、死亡が判明した際の過支給分の生活保護費の返納についてですとか、相続放棄をされた市営住宅滞納家賃の取扱いについてですとか、そういった金額絡みの相談が多いというふうな状態でございます。

○堀委員 それだけ。

○総務課長 ほかにもありますね。江南市が執行した差押え処分に対する審査請求ですとか、草刈り業務についてですとか、所有者不明土地の高木等の

伐採についてですとか、そういったものでございます。

○堀委員 はい、分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○堀委員 もう一つ。125ページの駐車場管理事業の中で、日曜市役所駐車場管理委託料というのがありますね。これは日曜日だけなの。祭日、土曜日はないの。やらないの。

○総務課長 第2、第4の日曜市役所のみ、駐車場の管理に立っていただけるという状況でございます。

○堀委員 日曜日の市役所の開くときだけということ。

○総務課長 はい、さようでございます。

○堀委員 分かった。ありがとう。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

○長尾委員 では私から、まず決算書の123ページの庁舎等維持運営事業の12. 委託料のほうで、管理委託料が3,899万6,011円ということで、これがこの本庁舎の管理を外部に委託しておると。多分これは清掃込みで出しているということで、かなり高額な、この庁舎を管理するのに約4,000万円弱かけているということで、併せて、ここから先は防災安全課のほうになるんですけど、防災センターのほうの支出が131ページに実はありまして、防災センターも単独で813万6,212円というのが131ページに記載されていて、両方足すと4,500万円ぐらいの維持管理の費用を外部委託しておるんですけど、要はこれだけの規模感で外部委託をしなければならんのでしょうか。

○総務課長 本庁舎の管理委託につきましては、業務内容としまして、清掃業務はもちろんなんですけれども、空調設備の運転保守業務、また案内、電話交換業務等を含めたものとなっております。そちらのほう、指名競争入札は令和2年は9者に入札をいただいておりますけど、指名競争入札でもって委託をしている状況でございます、多岐にわたるという内容でございます。

○長尾委員 内容については理解しました。どうしても電話交換とか、そういうのはやるかもしれないんですけど、何かエアコンとか空調の運転管理、何か宿直の方が来てやっているような感じもしていたので、そこまで委託して出ているとはちょっと認識をしていなかったんですけど、必要なもの

はやればいいんですけど、あまりこういうところにお金をかけても、市民が直接受益するわけではないものなので、できる限り自前でやれるものはやるというようにひとつ考え方を捉えていただいて、できれば見直しをお願いいたします。以上です。

あと引き続き、これもまた聞きたいです。総務課のほうで予算外執行があれば教えてください。

○総務課長　総務課が所管する中での予算外執行の課内の状況でございますけれども、3件該当がございまして、全て国勢調査の事業のものでございます。3件とも補正予算での計上はございません。

1件目でございますけれども、国勢調査員の確保が非常に困難でございましたことから、5月の広報に調査員募集のチラシの折り込みを急遽入れることになりまして、その経費として1件目計上しております。

それから2件目も同様なんですけれども、確保が予定より大幅に遅れておることから、6月の新聞紙のほうに2回目の国勢調査員募集のチラシを折り込むということを急遽いたしましたことから、予算外執行しているということです。

そして、3件目でございますけれども、国勢調査を行う中で、社会福祉施設等につきましては、調査員事務を委託することができるものでございますけれども、当初はその当該施設の職員を調査員として任命し、他の調査員同様に報酬を支払うという予定でございましたが、何らかのうち業務委託を希望する団体がございましたことから、法人のほうに報酬を支払う必要が生じたことから、委託料という形で急遽計上したものでございます。以上でございます。

○長尾委員　予算外執行に関しては、ありがとうございました。

それで、1点すっかり忘れていたんですけど、総務課の中に法制・選挙グループがあるということで、1個だけ教えてください。

今回の決算の監査報告の中の代表監査役のほうから、いろいろと草刈り関連のところ、ほかの他市町の事例で何か違法な事例みたいな、予算外執行は違法だよみたいな話がされていたと思うんですけど、それについてというか、それに類似したもので、法務も関連している総務課のほうで、何らかそ

ういう事例みたいなやつというのは事前に調査されたりしたことって何かありますでしょうか。なければないでいいんですけど、あったかなかったか、分かったら教えてください。

○総務課長 法制執務を担当する所管ではありますけれども、判断を直接下すということではないものですから、当該事例については調査をいたしておりません。

○長尾委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長 大藪議員から、本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大藪議員 ありがとうございます。

委員長の許可をいただきましたので、簡単な質問です。

先ほどの堀委員の質問に関連する質問で、この弁護士相談の件数の内訳は分かりました。おおむね分かったんですが、この中で、議会対策で相談なされた件数、もしくは議会対策とおぼしき件数を教えてください。件数だけで結構です。

○総務課長 先ほどの答弁の中で、主な相談内容につきまして御紹介をさせていただきましたけれども、議会対応による相談内容であるかどうかというのは、この観点では色分けをしていないものですから、先ほどの草刈り等については議会対応だということは認識しておりますけれども、そのほかのものについては、それぞれがという把握はしておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

○大藪議員 ちょっと今聞きづらかったんですが、何対応についてはとおっしゃいましたか。

○総務課長 議会対応については、それぞれ色分けや、その基準にしており

ませんので、一つ一つそれは議会对応だという認識の下では業務を進めていないことから、把握はしかねるというものでございます。

○大藪議員 先ほど草刈り対応というふうに聞こえたんですが、その草刈り対応についてはカウントされているんですか、何件かは。

○総務課長 カウントしているといえますか、議会の一般質問等で取り上げられておりますことから、その草刈り業務の相談については関連しているものという認識があるものでございます。

○大藪議員 ありがとうございます。

ということは、件数としてカウントしているんじゃないくて、草刈り対応も弁護士の相談の中にはあつたろうというふうに理解してよろしいですか。

○総務課長 実際にごさいましたので、認識はあるものでございます。

○大藪議員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて会計課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

最初に歳入でございます。

決算事項別明細書の82ページ、83ページをお願いいたします。

下段の21款2項1目市預金利子、1節預金利子でございます。

少しはねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入の会計課分は、中段やや上、業者用納品書売捌収入、愛知県証紙売捌手数料でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、会計課所管の歳出でございます。

大きくはねていただきまして、134ページ、135ページをお願いいたします。

最下段、2款1項8目会計管理費、備考欄、人件費等から、はねていただきまして、136ページ、137ページ、徴税費の前まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2点だけお願ひします。

まず1点目は89ページ、中段辺りですね、愛知県証紙売捌手数料ですね、これは16万4,766円となっておりますが、その単価と決算根拠を教えてください。

○会計管理者兼会計課長　愛知県証紙でございますが、市は県より売りさばきの指定を受けて販売しておりまして、証紙の種類なんですけれども、1円から1万円までございますが、当市では10円からの取扱いをしておりまして、10円、50円、100円、200円というような形で1万円まで扱っております。

その売りさばき収入、1か月分ですね、2か月ごとに県へ払い込むんですけれども、その際、売りさばき額の2.2%が売りさばき手数料となるものでございます。各月で取りまとめいたしますので、毎月1円未満の端数は切り捨てるものでございます。この2.2%で手数料を割り返しますと、ぴったりにはなりませんので、実際の売りさばき販売収入としましては748万9,600円分を販売いたしました。月ごとでの計算になりますので、手数料16万4,766円を割り返しても合わないところは御了承いただきたいと思います。

○伊藤委員　分かりました。

もう一点だけ、137ページですけれども、歳入歳出事務処理事業の中に派出窓口事務派遣手数料、これは非常に高額になってはいますが、これは三菱UFJ銀行の派出窓口に係る経費だと思いますけれども、何時から何時まで、何人の方が派遣されているんですか。

○会計管理者兼会計課長　市役所庁舎内の指定金融機関派出窓口におきましては、指定金融機関から午前9時から午後3時45分までの間、2名が派遣され、公金の収納及び支払い等に従事しております。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員　では、決算書の135ページ最下段のところになります。

人件費のところですね、こちらが4,761万7,690円という形で出ておりまし

て、会計課全体でも6,348万2,000円という形で金額が上がっているんですけど、実は先日、この証拠書類の縦覧を幾つか参加させていただいて、いろいろ見せていただいたんですけど、何しろ紙が非常に多いと。

バインダーが一月分だけで3冊から4冊ぐらい、年間を通して一般会計だけで50冊ぐらいですかね、あるというような状況で、あの紙を会計課が全箇所から集まってきた書類をチェックして、間違っていたら返して、また見て、押印して、正しくお金を間違えないように支払いにつなげていくと。とんでもなくすごいお仕事をされているということで、もう恐れ入りましたというような感じだったんですけど、それに対しての事業をこなすための人数と予算には、税金が使われているということなんですけれども、これこそ今、国が進めていこうとするDXですね、デジタルトランスフォーメーションの中で、一番初めに、要は電子決済システムみたいな形で、この紙を、とにかく8センチバインダー50冊、ちょっと異常な光景だったんですけど、あれをコンピューターでぎゅっとやって、とにかく簡略化でその辺の仕事を各課で入力して、入力チェックなんかはコンピューターでやらせてしまって、そこで課の課長がチェックをやったら、ぽーんと会計課が実際の証拠書類を見てというだけで支払いにつながっていくみたいな形になると、あの紙をバインダーにとじる作業だけでもとんでもない時間があるんですけど、ということで、どれぐらい仕事のやり方が、何かそういう電子化する、パッケージ化すると、先ほど税務課でも言ったんですけど、それをぜひ進めていただきたいと思うんですけど、何か過去にそういうもの、パッケージみたいなやつって、調べたり調査したことってありますでしょうか。

○会計管理者兼会計課長　　今の委員の御指摘いただきましたような電子決済的なものに関しましては、調査をしたという経緯はないようでございます。県内の各市も電子決済の導入を検討している市もあるようですが、現時点で導入に至っていないところがほとんどであるという状況でございます。

○長尾委員　　分かりました。

近隣市町もなかなかできていないのであれば、ちょっとハードルが高い気もするんですけど、できればそういう標準パッケージ、国が主導しろというのであればつくっていただくように要望を通していただいて、早く実現する

ことで、皆様がよりクリエイティブな仕事をしていけると思われますし、ミスが減るとというのが一番いいと思いますので、そこのほうを進めていただきたいということでお願いしておきます。以上です。

あとは、最後に会計課で。

○会計管理者兼会計課長 会計課におきまして予算外執行はございませんでした。

○長尾委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて監査委員事務局について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○監査委員事務局主幹 それでは、監査委員事務局の所管につきまして御説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

決算事項別明細書の154、155ページをお願いいたします。

中段の2款6項1目監査委員費で、右側備考欄の人件費等から、下段の監査委員会関係事業の愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 2つだけ質問させていただきます。

まず監査審査検査事業の決算審査意見書、我々も頂いておるわけですが、これは何部印刷して、どこへ配付しているのでしょうか。

○監査委員事務局主幹 決算審査意見書につきましては、70部印刷をしております。主な配付先といたしましては、市議会議員の皆様、それから各部長、報道用、これが主な内容となっております。

○伊藤委員 分かりました。

もう一点だけです。監査委員会関係事業の負担金、3件支出してございますが、この負担金先の会議というのは、これはコロナ禍の中で開かれたんで

しょうか。もし会議がなかったら、その負担金というのはどういった形で使われるのか。

○監査委員事務局主幹　この3つの委員会、それぞれ全国都市監査委員会、それから東海地区、愛知県、それぞれこのコロナ禍において対面の総会等は行われませんでした。書面にて総会等を行っております。

また、愛知県の都市監査委員会につきましては研修会も行われておりまして、参加をしておるところでございます。

○委員長　よろしいですか。

○伊藤委員　負担金の使い道。

○監査委員事務局主幹　使い道につきましては、全国、それから東海の都市監査委員会につきましては、地区への交付金、愛知県会長市町村に交付金とか、あと総会資料等の郵送料、そういったものに使われておると。

愛知県の都市監査委員会につきましては、研修費、それから郵送料等で支出をしておるところでございます。

○伊藤委員　はい、分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

○長尾委員　では、お金のほうの話じゃなくて、意見書のほうの話を少しさせていただきたいんですけれども、まず11ページのほうで、経常収支比率の減が、今現在の江南市の経常収支比率が90.1%で、意見書の中では75%減の損益が妥当と考えられ、80%を超える場合には、財政構造は弾力性を失いつつあると考えられているという言い方をされています。ということで、多分これは一般的に財政的な評価、監査されたときの言われている話だと思うんですね。

一方、成果報告書のほうで財政課のほうから出ている資料だと、90.1%だけど太陽マークなんです。要は、監査のほうのこの弾力性を失っているから75%程度持っていけという考えでの意見を言われていると思うんですけど、そういうような監査から言われている意見と当局が考えている成果みたいな話のところに、そういう食い違いみたいなことがあったときに、要は意見として言われているところで、どういうフォローみたいなのを今後されていかれるみたいなものはあるのか。これは言いつ放しで終わりなのか、何か次に

つながるように、何か次の監査のタイミングとか定期監査のどこかのタイミングで実施状況、でも年間だから言わないかもしれないんですけど、来年度なんかはそれを十分にチェックするとか、何かチェックの仕組みというのは、何か指摘に対するフォローみたいなことはふだんされているのかというのを教えていただきたい。やっていないならやっていないでいいんですけど、やっていることを教えてください。

○監査委員事務局主幹　ここでの監査委員の御指摘は、ここで終わっている状況でございます。

○長尾委員　ありがとうございます。

では、またすみません。1つ、大藪議員の議案質疑の話に戻ってしまうんですが、例の草刈り費のところに終始しちゃうところで申し訳ないんですけど、都市整備課での後日まだ出てくる話なので聞こうと思うんですけど、都市整備課での予算外執行が2件あったと言われていたと記憶しているんですけども、1件は草刈りで、まずいよと、補正予算を組んで。もう一件については、監査の過程では、指摘というか何かというのは対象にならないと評価されたということなんでしょうか。

○監査委員事務局主幹　そのとおりでございます。

○長尾委員　分かりました。ありがとうございます。

では最後に、予算外執行は監査委員事務局の予算の中でありましたでしょうか。

○監査委員事務局主幹　監査委員事務局として予算外執行はございませんでした。

○長尾委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ここでちょっと私のほうから一つ、意見というか、まとめさせていただきたいと思います。

先日の一般質問、また議案質疑で代表監査委員に対して質疑がありましたけれども、この監査委員事務局というのは、この総務委員会の所管であります。このことから、ちょっと私から一言述べさせていただきます。

執行科目の新設を伴う予算流用を目的とした予算外執行について、令和2年度決算審査意見書6の結びの4. 予算流用について、流用により予算を執行したものがあつた。緊急を要する支出の発生等、流用による予算の執行も決められた手法であるが、本来は補正予算を計上させるべきものであり、安易に予算流用を行うことのないように適切に執行されたいという代表監査委員の意見書の言葉は非常に重いものだと感じています。

つきましては、当局におかれましては、今後このようなことのないよう、しっかりと予算についての取扱いをお願いしたいと一言述べさせていただきます。以上でございます。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部、消防総務課について審査をします。

すみません、ここで暫時休憩いたします。

午後2時38分 休 憩

午後2時54分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、消防本部消防総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書58ページ、59ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

下段にございます14款1項6目1節消防使用料、備考欄にあります消防総務課、消防施設目的外使用料でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段にあります15款4項7目1節消防費交付金、備考欄にあります消防総務課、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

下段にございます16款2項7目1節消防費補助金、備考欄にあります消防総務課で、南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段にございます17款1項1目2節使用料及び賃借料、備考欄にございます消防総務課で、消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、80ページ、81ページの最下段をお願いいたします。

18款1項4目1節消防費寄附金、備考欄にございます消防総務課で、新型コロナウイルス感染症対策寄附金でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページをお願いいたします。

下段にございます21款5項2目8節公務災害補償基金支出金、備考欄にございます消防総務課で、消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、備考欄中段にございます消防総務課で、生活協同組合全日本消防人共済会火災共済事務費負担金から、その8つ下の自動車損害共済災害共済金まででございます。

はねていただきまして、92ページ、93ページをお願いいたします。

最上段にございます22款1項4目1節消防債、備考欄にございます消防総務課で、消防施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、282ページ、283ページをお願いいたします。

中段にございます9款消防費、1項消防費、1目消防総務費、右側備考欄にあります人件費等から、少しはねていただきまして、292ページ、293ページ上段にあります消防予防費の上の備考欄、消防車両整備保全事業（新型コロナウイルス感染症対策）、17節の備品購入費まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 3点だけ質問差し上げます。

まず、285ページの消防団運営事業の消防団員退職報償金なんですけれども、例年に比べて十分少ないんですけれども、辞められた方の内訳ですね、何人の方にこうした退職報償金が出されたのかということをお聞きしたいです。

○消防総務課長 令和2年度におきます消防団員の退職者につきまして、まず5名ございました。そのうち、江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例というものがございまして、そこの第2条にあります5年以上勤務した団員の退職者の方には退職報償金を受け取ることができるとなっております。2名の該当の方がお見えになりました。

それで、詳細でございますが、まず1人目としましては、勤続年数が31年の方で、過去の最高階級としましては副分団長の階級をやられました方で、退職報償金の支給額が80万9,000円になります。それでもう一方、お二人目の方ですが、この方につきましては、勤続年数12年、過去の最高階級につきましては団員という位置づけになりまして、退職報償金の支給額が26万4,000円となります。2人合わせまして107万3,000円となったものでございます。

○伊藤委員 よく分かりました。

5名入替えということなんですけれども、スムーズに入替えできたんでしょうか。過去ですと、入ってこないとかそういうこともあったと思うんですけれども、入替えはどうだったんでしょう、タイムラグというのはなかったんでしょうか。

○消防総務課長 令和3年4月1日付で新しく消防団員として入団された方が5名見えます。令和2年度末での退職が5名ということで、スムーズな入替えができておるといふふうに考えております。

○伊藤委員 分かりました。ありがとうございました。

次に、287ページの下段のほう、愛知県の防災ヘリコプター運営協議会負担金事業、非常にこれも130万円ぐらゐの高額な負担金なんですけれども、実際これは防災ヘリを呼んだ、要請した実績とかが、防災ヘリを使ってやられた訓練、その辺のところを、ちょっと実績を教えてください。

○消防総務課長 令和2年度におきます出動の要請ですね、愛知県の防災ヘリを要請した件数としましてはございませんでした。ただ、愛知県の防災航空隊というところが防災ヘリのほうを行っておるんですけれども、そちらの方たちとの合同訓練という形で、令和2年8月27日になりますが、すいとびあ江南北側にございます草井緑地公園で合同訓練を1回実施した実績がございます。

○伊藤委員 分かりました。

例年ですと1件か2件ぐらい要請されるんですけれども、たまたまなかったということですね。よかったかなと思いますけれども。

続きまして、成果報告書の240ページの救急救命士運用者数で、これも毎回問題になるというか、実際ちょっと少ないものですから、ちょっと気にしているんですけれども、年齢などを構成して救急救命士の増員を図る必要があるとこれはあるんですけど、成果の要因分析・課題なんですけれども、現在の救急救命士の年齢構成をちょっと教えてほしいです。

○消防総務課長 現在運用している救命士は19名おりますが、年齢構成ということでお答えさせていただきますと、まず20代の男性は2名、20代の女性が1名、30代の男性が11名、40代の男性が5名、合計で19名という年齢構成になっております。

○伊藤委員 分かりました。

満遍なくというかね、ちょっと30代に固まっていますけど、その方がまた今度20年後になりますと、また一緒に今度現場から外すというパターンになりますので、ちょっとその辺を懸念するんですけど、この採用枠なんですけれども、救急救命士の採用枠を今設けていますけど、今後も続けていく予定でしょうか。

○消防総務課長 救命士の採用枠ということの御質問でよかったかと思うんですけど、今までですと複数の消防職の採用が見込まれるときには、人事担当部局のほうとの調整もさせていただきまして、決定しておる形でしたが、今後につきましては、まだ人数等把握はしておりませんが、今後につきましても、消防職の採用があれば、その都度同様に人事担当部局と調整して決めていくものであるというふうには考えております。

○伊藤委員 分かりました。実際、救急救命士の方は50歳になったら運用から外していくというふうになっていますので、そうやってやはりある程度養成していかないと、急に辞められることもありますので、そのことをしっかり計画的に養成して行ってほしいと思います。

あと、この救命士の、最後に1点だけですけども、目標は19名なんですけれども、最終的には増やすことを聞いていますけど、何年度までに何名の方の救命士が必要だと考えておられますか。

○消防総務課長 救命士の運用者数につきましては、第6次江南市総合計画のほうにも継続として載せさせていただいておりますが、まず令和5年度末までに運用者数21人を目標にしてございます。そして、最終の令和9年度末までには、運用者数24人を目標にしておりますので、それに向けて進めていきたいというふうに考えております。

○伊藤委員 分かりました。計画的にしっかりと、救急救命士はやっぱり救命医療というのに影響してきますので、その辺のところをしっかりと計画的に養成してください。以上です。終わります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員 すみません。いつものとおり消防総務課の予算外執行の事例があったら教えてください。

○消防総務課長 消防総務課につきましては、令和2年度の予算外執行としまして4件ございました。

まず消防学校等入校事業というところにおきまして、こちらは消防学校のほうに、消防のほうに採用されますと初任科ということで最初に消防学校に約半年行くわけですけども、その消防学校の中で無線技士の講習というものを消防の業務の中で必要なものですから、そういった講習をやるんですけども、今回、新型コロナウイルスの感染に、感染ではないんですけども、その対策の一つになるんですけども、ちょっと職員が1名受けられなかったというところがございます、学校の中での講習はできませんでしたが、受けなかった金額としては、市のほうには戻されてはおるんですけども、科目が負担金という科目ということも関係しまして、新たに科目を設けて、支出ということになりまして、これが1件です。

2点目としましては、同じく消防学校関連なんですけれども、空気呼吸器の面体というのがあるんですけれども、その面体が破損しまして、当初予定になかった破損ということもありまして、備品購入のほうを行ったという内容です。

3つ目としましては、職員環境形成事業という項目の中で、これは令和2年度の当初の4月、5月だと記憶しておりますが、感染症の対策としまして、消防署のほうには夜も仮眠をする仮眠室がございますが、そちらのほうに空間除菌剤、クレベリンというものですけれども、そちらのほうをちょっとまだ隔離、パーティションが、やる前の対策としまして、クレベリンというものを、除菌空間剤を購入させていただいたという経緯がございます。

最後に、消防庁舎等維持運営事業というところにおきましては、令和2年度、保育園のほうで一斉に冷蔵庫のほうが買い替わりがあったかと思うんですけれども、不要になったその冷蔵庫につきまして、消防署に、食堂にある冷蔵庫と比べまして、年数が全然まだ新しい冷蔵庫ということもありまして、協議のほうをさせていただきまして、そちらのほうを受け入れさせていただいて、既存の冷蔵庫、消防署にあった元の冷蔵庫のほうは廃棄するというところに絡みまして、リサイクル料の手数料が急遽必要になったということでございます。

○長尾委員 ありがとうございます。

全く問題ないと思います。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防予防課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長 それでは、消防本部消防予防課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

歳入歳出決算事項別明細書62、63ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

62ページ中段にございます14款2項6目1節消防手数料、備考欄にありま

す消防予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料でございます。

次に、少しはねていただきまして、88、89ページをお願いいたします。

89ページ、備考欄中段でございます21款5項2目11節雑入で、消防予防課、コピー等実費徴収金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、292、293ページをお願いいたします。

292ページ上段でございます9款1項2目消防予防費、備考欄にあります人件費等から、1枚はねていただきまして、294、295ページをお願いいたします。295ページの下段でございます液化石油ガス届出受理等事業、18節で負担金、補助及び交付金、研修会等参加負担金まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　293ページ下段なんですけど、初期消火協力支援事業の報償費、初期消火等功労者謝礼とあるんですけれども、これは何件の謝礼というのかな、基本的にはどういった形で初期消火のお礼といいますか、そういった形でされたんですけれども、実績なんですけど。

○消防予防課長　お尋ねの報償金なんですけれども、消防本部では、江南市消防協力者の表彰取扱要綱というのを定めております。火災などの災害が発生した際に消防に協力した者を表彰することにより、防火・防災思想の普及、高揚を図ることを目的としており、令和2年度に関しては、5月に市内で発生いたしました建物火災において初期消火に協力していただいた方1名に対して、感謝状と記念品を贈呈したものであります。

○伊藤委員　分かりました。

こういうことも非常に大事なことなものですから、必ず初期消火をされた方に引き続きこういった形で表彰のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、成果報告書の242ページなんですけれども、この成果の中で危険物施設の、これは危険物施設率ですね、この辺は立入検査している中ということだと思えるんですけれども、これは防火対象物のほうがないんですけ

れども、防火対象物というのはどういった形で、同じような立入検査をやられて、この立入検査状況ですね、その辺のところもちょっと知りたいですし、あと危険物もどのくらい立入検査して、どのくらい指示書を出して改善されたか、多分100%なものですから、改善は100%なんですよね。その辺のところをちょっと内訳を教えてください。

○消防予防課長 お尋ねの優良危険物施設率なんですけれども、これは令和2年中に74事業所、128の施設ですね、1つの事業所に対して複数のこういった施設がございますので、74事業所128施設全てにおいて立入検査を実施し、8件の指導がありまして、それに対して全て改善報告を受けましたので、100%の改善率という形で把握しております。

ちなみに、指導の内容で多いものなんですけれども、これは消火器の期限切れだとか、圧力が低下した機能不良、あとは、これはコロナに関係するんですけれども、保安講習自体が行われなかったという部分もありまして、そういった危険物取扱者の保安講習の未受講というのが1件ございました。

もう一点の防火対象物の立入検査事業については、こちらは平成30年までは、こちらの主要施策にも上げられておったんですけれども、令和元年度からは外れておりますので、説明いたしますと、令和3年3月31日現在ですけれども、江南市内に防火対象物というのが3,069棟ございます。そのうち、令和2年度に254件の立入検査を実施し、それに伴う不備事項の指導件数というのが267件ございました。改善報告を受けたものが197件となりまして、改善率が73.8%となります。

こちらにも指導内容で多いものなんですけれども、こちらは消防設備点検や消防訓練の未実施、あとは消火器の期限切れ等がございます。

ちなみに、令和2年度の254件という数字は少し、やはり緊急事態宣言の発出等もございまして、例年と比べますと、先方と連絡を取り合いながら、了解を得た上で立入検査のほうは実施させていただいております。

○伊藤委員 分かりました。コロナ禍の中でもしっかりと立入検査をやられて、しっかり指導して、改善されている状況も分かりました。ありがとうございました。

続きまして、283ページ、最後になりますけれども、これは防火管理事業

の中で非常に大事なことなんですけれども、防火管理者が選任されていない事業所に対して資格を取得させて、これを改善するということなんですけれども、実際何事業所が防火対象物、今の防火管理者がいなくて指導されたのかお尋ねします。

○消防予防課長　防火管理者の選任の件なんでございますけれども、先ほどの防火対象物3,069棟のうち、防火管理者が選任を必要とするものは753棟ございまして、そのうちの686棟が防火管理者の選任が届出がありまして、こちらの実績として91.1%という形になっております。

防火管理者なんですけれども、やはりこれも消防法で定められた必須の事項ではありますので、目標としては100%ではないといけないのではないかという御指摘があるんですけれども、実際これは代替わりで選任漏れがあったりですとか、転勤などで選任漏れがあったりなんかすることでこういった形の数字となっております。

○伊藤委員　ちょっとタイムラグがあるということですね。仕方のない部分もあると思います。

この中で、あと高齢者小規模社会福祉施設を対象に各施設ごとの訓練計画を作成し、訓練を通して検証を行った。これは非常に重要なことなんですけれども、このことについてちょっと教えてください。

○消防予防課長　高齢者小規模社会福祉施設での訓練の目的等なんですけれども、これは全国の事例で、高齢者の福祉施設で夜間に火災が発生した折に多数の人命の被害が出ておるといいう教訓を基に、江南市独自で高齢者小規模社会福祉施設に特化した訓練というのを重点を置いてやっておるものでありまして、対象となる施設が市内で19施設選定しております。これは、高齢者が宿泊、もしくはそこにお住まいであるそういった施設において、面積が1,000平方メートル未満ということで1つ区切りをつけさせていただきまして、そういった施設に対しまして、夜間想定でもって、夜間は職員が少ないものですから、そういったところに、具体的にどういった介護度の入居者がお見えになって、どういった避難経路を取って避難したらいいのか、そういった個別具体的な訓練を行っておるものであります。

ただ、年間、これは4施設から5施設に対して個別に計画を立てて行って

おるんですけれども、こちらもコロナの影響で、やはり高齢者施設ということでありまして、先方と連絡を取り合いながら、令和2年中に関しましては、3件の施設において訓練を行ったものでございます。

○伊藤委員 分かりました。

非常にコロナ禍の大変な中、訓練をやっていただいたということで、これも引き続き今年もコロナ禍ですので、できる限り注意を払って、訓練は、コロナの中でも当然火事は起こりますので、そんなところをしっかりとまた指導をしていただくようお願いいたします。ありがとうございました。以上です。

○消防予防課長 了解です。

○委員長 そのほかにもございますか。

○長尾委員 では、これまでと同じく予算外執行があれば教えてください。

○消防予防課長 消防予防課では、予算外執行は1点ございます。火災原因調査事業におけるデジタルカメラの更新でございます。これの使用目的は、火災現場の記録撮影、火災調査書類の添付用写真、立入検査時の状況把握等に使用するもので、これが平成19年に購入し、14年が経過したものでございまして、バッテリーが故障したことに伴いまして使用不能となりました。それで、メーカー、販売店などにも部品在庫を確認したんですけれども、なかったものですから、更新したという事案でございます。

○長尾委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 それでは、消防本部消防署所管の歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

歳入について御説明申し上げますので、歳入歳出決算事項別明細書70ページ、71ページをお願いいたします。

中段にございます15款4項7目1節消防費交付金、概要につきましては、

71ページ備考欄、消防署、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、296ページ、297ページをお願いいたします。

上段にございます9款1項3目消防署費から、302ページ、303ページの下段、教育費の前まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 297ページですかね、最下段の防火水槽の維持管理事業なんですけれども、実際に防火水槽を修繕したということで110万円払っているんですけれども、大体その内訳というんですか、その辺のところをちょっと主立ったものを教えてください。件数とか、内容とか。

○消防署長 防火水槽の修繕ですが、3か所修繕を行っております。

1つ目としまして、古知野町本郷地内の防火水槽、報光寺の南側にある防火水槽なんですけど、そちらの水槽の上に建屋がありまして、その建屋を取り払うと、報光寺さんの持ち物で、それを取り払うときに、その上部をきれいにすると、それで水槽以外のところは駐車場にしたいというところで、そういった修繕をしていただきたいという要望がございまして、そういった修繕を1件やっております。

2つ目におきましては、般若町の防火水槽の漏水工事ですね。これは一番底の面から漏水がございましたので、ここの防火水槽を修繕を行っております。

それからもう一点が、村久野町にございます門弟山保育園の中にある防火水槽の投入口が少し破損しまして、その際に、園児にも影響のないように投入口の補修をしたとあって、合計が110万円ということになっております。

○伊藤委員 今なぜ聞いたかといいますと、当然、防火水槽が劣化しますとクラックが入って、例えば火事で、火災戦闘で消防車がつけても、水槽に水がなかったということもあるといけませんので、当然毎年、年2回ですか、水利調査しておるわけでございますけれども、そうした中で、古い防火水槽、

50年以上、補助金をいただいていますので50年は使わないといかんもんですから、50年以上の防火水槽も多分、今たくさんだんだん出てきて、先ほどの長尾委員じゃないですけど、これから消防が今後どんどん出てくるということで、非常に防火水槽が、確かに耐震化の防火水槽はいいですけども、耐震化されていない防火水槽がたくさんあります。そうした中で、そうした防火水槽、例えば同じ防火水槽を2回、3回、4回と修繕しても、また違うところでクラックが入って漏れるわけですよ。それで、毎年、1基で35万円ぐらいですか、1年でやる、そのぐらいですよ、修繕にかかって、また修繕するといたちごっこで、その防火水槽自体がもう必要ないというか、もったいないという形になりますので、例えば長尾委員が言われていたように、例えば借りている土地の中の劣化した防火水槽というのはもう使わずに、例えば取り壊すとか、下手したら直さずに、そういうことも考えていくべきではこれからないかと思っておるんですよ。

そうした中で、そういう計画ですね、これから老朽化した防火水槽をどうしていくかということ、修繕を例えば何回やったら、どういう部分を修繕したらもう破棄するとか、そういう一つの基準とか、指標をつくっていただいて、そうしたほうが無駄なお金じゃないと思うんですよ。

先に今言った市有地以外の借りているところだったら、そういった形にしていくとか、そういう基準をこれから計画していかれたほうが無駄なお金じゃないと思いますので、そういうところもしっかりこれから計画していただいて、やはり無駄なお金じゃないような形、特に今、消火栓でカバーするという指針というか、ある程度そういう方向性を決められていますので、消火栓があるところだったら取り壊したらいいもんですから、できるだけ取り壊して、また防火水槽のメッシュで今、簡易耐震化をやっていきますよね。そこに、全部簡易耐震化20基やると、全て包含されているのが100%耐震化の防火水槽で市内が包含されるという形になっていますよね。その20基を簡易耐震化すると。ですが、やっぱり古い防火水槽も出てきますので、そうした中で、その防火水槽をひよっとして耐震化に替えていく、市の土地の中で防火水槽を耐震化に替えていくという手法は一つ考えられるというふうに思うんですよ。こういう簡易耐震化をせずに、古い防火水槽を、市有地の防火水

槽を耐震化していくと、簡易耐震化じゃなくて耐震化に替えてしまうと、あくまでも計画なものですから、計画は別に変えられますので、そういうことも一つ考慮していただいて、やっていただいたほうが無駄なお金がないというふうに私は思っています。

あと、簡易耐震化なんですけれども、これはどのぐらいもつものなんでしょうかね。これはまた後からも出てくるんですけれども、簡易耐震化防火水槽の図面も出てくるんですけれども、これは成果報告書の中で、耐用年数というのはどのくらいなんでしょうかね。

○消防署長 簡易耐震化に使用しているシートは、塩化ビニール系の高耐候性のシートと耐水加工したポリエステル織物との積層シートですので、耐候性、耐水性、耐アルカリ性に優れておると言われておりまして、メーカーの設計値でありますけど、耐用年数は30年と聞いております。

○伊藤委員 分かりました。

あと、次の246ページ、応急手当の関係なんですけれども、コロナ禍の中で、昨年度はなかなか応急手当ができなかったという数字があるんですけれども、でも120人受けていますよね。これはどこの団体が何人受けたんでしょうかね。大体、団体数と人数だけ教えてください。

○消防署長 令和2年の実績120人の内訳なんですけれど、これはコロナウイルス感染症が一時的に下火になったのと、消防職員がワクチン接種が6月上旬に終わりましたので、7月になったらちょこっとやっていこうという方針にいたしまして、それで7月中でしかやれなかったんですけど、そこで実施したのが合計で120人で、学校関係が74人、区の団体が18人、市役所の子育て支援教室が28人という形になって実施しております。

○伊藤委員 分かりました。

コロナ禍の中で必要最小限というか、多分要請があったんだと思うんですね。やったという、やられたということで、非常にこれはありがたいんですけれども、ちょっとその中で気になったことがありまして、これは市の職員ですと当然新人、新入職員も入っていますよね、市の職員の中では。そうすると各施設にAEDがありますよね。1回受けた方がいいんですけれども、市の職員が受けていないような感じを今受けたんですけれども、今年もそう

なんですけれども、その辺の計画というのは、多分消防署さんがされるんじゃないんですけれども、多分秘書政策課ですかね、あの辺の方だと思うんですけれど、その辺のところを消防側が市のサイドにちょっとアプローチいただいて、新人の市の職員だけでも受けていただくような形、コロナ禍で大変だと思うんですけど、コロナバージョンというのもありますので、よその市町村も結構、マウスツーマウスはやらずに、AEDと心臓マッサージだけやっているということで、結構各市町も報道でもありますので、特に市の職員だけでもそういった形をやられるような形でお願いできんかなあとと思いますけれども、答弁できませんよね。要望しておきます。以上です。

○委員長 御意見。

○伊藤委員 以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員 すみません。先に私も成果報告書のほうの244ページ、消防体制の充実というところで、一番下の成果と課題の分析の一番最後の行のところに、防火水槽簡易耐震化計画というのを完了する必要があると書いてあるんですけれども、実は私が議員になってから、たしかその前に多分作られたと思うんですけど、この計画書自体を頂いていないというか、見たことがなくて、ということで、平成30年からこの事業は始まっていると思うんですけど、去年の成果報告書を見てみると、これは何年まで継続してやっていってこの20個を終わらせる計画、要はもう少し前倒しでやる必要があるのかなのかというところを思うんですね。要は先ほどあった結構、お金がね、どういう計画で今進んでいて、実際に消防署の方たち、これをこの計画どおりに淡々とやっていけば何とかなるよというふうに感じているのか、少しでも予算を取って早くやりたいと考えているのかというところを教えてください。

○消防署長 この防火水槽の簡易耐震化計画ですけれど、平成27年から実施しております。当初、先ほど伊藤委員が言われましたけど、市内の20基を計画しまして、平成30年まで各1基やってきまして、令和元年度からは2基ずつを実施しようと、それで令和8年に完了をする予定としております。

○長尾委員 分かりました、取りあえずは。

ありがとうございました。では、令和8年まで引き続き、一応この500万

円ちょっとぐらいの予算を使ってやっていくというくらいで理解しました。

続きまして、次のページ、246ページ側のほうに移ってください。

ちょっとこちらは素人質問で申し訳ありませんが、成果の状況のところ、心拍再開という数字がここに書いてありまして、それについて質問をさせていただきたいと思います。

昨年の成果報告書を見たところは、43.5%の心拍再開率ということで、ほぼ目標に向かっている数字に近い数字で、今年ががっくしと25.9%ということで、内容的にも原因不明と言われているし、皆さんもしっかり努力されているというのもあるんですけど、そこに、上げていきたい、向上に努めるといっているんですけど、何かそれをするのに、何かこれがあったらできるのにじゃないけど、そういう後押しできるような、何かそういうものってありませんかねという、今年極端に落ちたのがコロナだけとは思えないんですけど、その下降しているのも全く理由も分からないと思うんですけどもね、何かここまで落ちるとちょっと気持ち悪いというか、怖いというか、予防的に何かできないかなというのは知りたいところです。

○消防署長 この心拍再開率の低下、低くなってしまったところですが、なかなか理由というのがはっきりとしたものは出てきませんが、いろんな条件を統計で上げてみた結果、平成30年と令和元年に比べ、令和2年中の心肺停止症例というのが、住宅で発生した割合がちょっと増加しているということが分かりました。住宅で発生した場合には、近くに人がいるから早いという思いがあるんですが、統計をいろいろ広い目で見ると、住宅で発生した場合には、誰にも発見されずに119番通報が遅れるとかということがあります。あと、一緒にいる方が今、高齢者社会にもなっておりますので、高齢者の方が、老夫婦というのかな、が一緒にいて、その片方がそういった状態になっても心臓マッサージがしっかりできなかつたり、またはそういった状態に陥っていることも気づかなかつたりということが多くと言われております。よって、通報が遅くなってしまうということですね。

あと、ほかに救急隊の活動等も何かあるのかなということでいろいろ調べましたが、救急隊や救急救命士の処置に関しては、過去3年間の実施率、あと成功率を見ても、そんなに、多少の変化はありますが、明らかな差はあり

ません。そういったところから、今コロナ禍において巣籠もり生活というのが増加していることに伴って、住宅での心肺停止症例が増加しているというところを懸念がされております。そういった中で、今後はより質の高い心臓マッサージができるよう講習をできるように、こういったコロナ禍でも有効な講習もできるように、いろいろ近隣の状況とかを調査して行っていきたいと思っております。

また、あと救急救命士の技術向上を目指して、日々訓練と、あと病院での研修もしっかりやっていただいて、より救命率の向上に努めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○長尾委員　今お話を聞いて、もう御自宅で心肺停止になられた状態から、外出先から電話されたというような事例もみんな含めた数だという話であれば、それは何とも手のつけようがないというような状況もあるので、そこまで入っているなら仕方ないなど。

よくある交通事故だと、交通事故が発生してから24時間以内だと交通事故での死亡に数えるけど、24時間たったら数えないとかというような形で、何か通報を受けたときにはまだ息があって、そこからその間に停止になったかという形かなと思っていたので、そういうところかなと思っていただけ、大分そういうような話だと、独居の方とか、そういう話だと全然連絡がつかないとか、そういう点が多少あるので、そういうのを加味したら、それこそ去年までのやつが奇跡に近いような数字のような気もしてくるので、そこは理解しました。ありがとうございます。

皆さんにしっかり担っていただけているというのは分かっておりますので、ありがとうございます。これからもよろしく申し上げますということで、ここに関しては終わらせていただいて、最後の話になります。

消防署さんのほうでの予算外執行というのがあれば、教えてください。

○消防署長　消防署の令和2年度における予算外執行は2件ございます。

1件にありましては、救急資機材整備・保全事業の新型コロナウイルス感染症対策、そこで備品購入費として殺菌用テント、パルスオキシメーターを購入しております。これは3月定例会の補正予算でお認めをいただいております。

それからもう一点、警防資機材整備・保全事業、ここで備品購入費として熱画像直視装置を購入しております。これは、消防隊が保有している熱画像直視装置の本署と分署と1台ずつございますが、そのうちの1台が壊れまして、修繕の見積りを取ったところ、かなり高額な修繕となるというところで、別の新しいものが買えるぐらいの値段でしたので、備品購入という形で予算外執行させていただきました。この2点でございます。

○長尾委員　　ありがとうございました。

これに関しても全然問題ないと確認できましたので、ありがとうございました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 41 分　　休　憩

午後 3 時 41 分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

請願第8号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書

○委員長　　それでは、6月定例会にて継続審査となっております請願第8号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書を議題とします。請願文書は、6月定例会で送付されておりますので、請願趣旨の朗読については省略し、これより審査を行います。

それでは、全委員に御意見を伺います。

○伊藤委員　6月の定例会と意見は変わっておりません。基本的には世界では別姓が主流というんですか、日本だけが別姓じゃないというんですけれど、選択ということなものですから、実際自分で利益、不利益を考えて姓を選んでいただければいいものですから、その辺のところはどうしても否定する要素は見当たりませんので、賛成の立場でございます。以上でございます。

○東猴委員　私も前回と意見は同じで、これは時代の要請でありますので、反対する理由は1ミリも見当たらないということでもあります。

○宮地委員　私は前回、たしか保留という言葉を使ったと思うんですけれども、私からすると個人的には反対で、また国のほうからこれを降ろされてきた場合は仕方がないかなあと思うんですけれども、今現時点で私は、これは何も夫婦別姓でなければいけないということはないと思っていますので、反対。

○牧野委員　基本的には反対です。ヨーロッパの個人主義というものはそれはそれでいいんですが、日本の場合の個人主義と、家族というもの、子育てという現状を考えまして、日本は日本の独自でいいと思います。前も言いましたけれども、現在の日本の内閣府調査では、平成29年度の調査ですけれども、63%の反対があるというふうに出ておりますので、まだ国民的には認知されていないと思います。

私は、もちろん選択的ですから、個人の自由だということも間違っておるとは思いませんけれども、子供にとっての影響ですとか、家族の大切さというようなものが夫婦別姓の中で損なわれる危険性があると。別の名前の通用ということも認められておりますので、そういった柔軟な対応で、日本は日本の独自でやっていけばいいという意味で反対です。以上です。

○堀委員　現在、総理大臣になられる予定の方が3人ほど見えるわけですが、その中でもこれは意見が分かれておりまして、どの方が総理大臣になるかは分かりませんが、その意見が分かれておる中で、まだ江南市がこういう請願を出したって、これはあまり時期尚早というようなことで、これは取りあえず反対です、時期尚早ということで。また、保留なら保留でいいですよ。次の内閣総理大臣が決まってから出しても遅くはないというふうに思い

ますので、時期尚早、反対ということです。

○長尾委員 私は前回賛成させていただきました。あくまでも選択ということなので、別姓を強制するものでもないということなので、私は、今後も含めて選べるというだけなので賛成していきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに御意見はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 47 分 休 憩

午後 3 時 47 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各委員の御意見は、採択とする意見と不採択とする意見に分かれております。

まず採択とする方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 念のため、不採択とする方の挙手を求めます。

[反対者挙手]

○委員長 採択、不採択とも 3 名で可否同数となりますので、委員会条例第 16 条の規定により、委員長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案を採択といたします。

それでは、請願の採択に伴い、意見書の御協議をお願いいたします。

意見書の案を配付いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 48 分 休 憩

午後 3 時 49 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書（案）の配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、事務局より意見書案の朗読をさせます。

○事務局 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）。

平成11年施行の男女共同参画社会基本法第4条によれば、男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度または慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならないとある。

一方、民法第750条には、婚姻に際し夫か妻の氏を称すると規定され、表向きは性別による区別をしていないが、96%の夫婦が夫の姓を選択しており、実質的に男女に中立的に機能していない状態にある。

このことから、民法に残る家制度の名残が、いかに現在の日本社会に深刻な影響を及ぼしているかがい知ることができる。家制度を重視した明治民法の規定は現在の民法にも残っており、家制度を支える骨格の一つであった夫婦同姓の原則もその一つであるからである。それゆえに、この規定は女性が受ける実質的な不利益のみならず、人々の意識の中に家制度の規範を温存させ、我が国がジェンダー平等社会を目指すことへの足かせとなっている。

夫婦別姓を求める声は50年以上前からある。近年においては、夫婦同姓を義務づけることへの訴訟が相次いでおり、平成30年2月に内閣府が公表した世論調査でも、結婚ピーク年齢の30代の選択的夫婦別姓への賛成・容認の割合は84.4%と、国民の民法改正の要求は高まっている。また、旧姓を通称で使用していても、公文書などでは原則、戸籍姓を求められビジネス現場で混乱を招くなど、経済界からも選択的夫婦別姓制度を求める声が上がっている。

しかし、いまだに国会は民法第750条改正を審議するに至っていない。平成8年、法制審議会による選択的夫婦別姓制度の導入を求める答申があったものの、政府・与党は改正案を国会に上程することなく四半世紀が過ぎようとしている。長きにわたって女性差別撤廃に正面から向き合おうとしないこの国の姿勢は、先進国の中でも「女性の人権後進国」と呼ばれるゆえんでもある。

個人がジェンダーに縛られないで活躍するためにも、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会の最重要課題である。したがって、男女共同参画社会基本法第4条に抵触する国の制度、慣行は早急に見直す必要があり、国会において選択的夫婦別姓制度導入を審議することは待ったなしの状況である。

よって国においては、選択的夫婦別姓制度の法制化を推進するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）。以上です。

○委員長 この意見書（案）について御意見はございませんか。

〔「これでは、文言が気に入らねえなあ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見あれば挙手をしてお願いします。

○堀委員 この中の文言が非常に、いわゆる一方的な表現が非常に多いということで、この表現に対して、持ち帰ってちょっと調査、しっかり精査したいと思いますから、このままでは承認できないというふうに思います。

○委員長 そのほか、御意見はございますか。

○堀委員 一方的やでこんなもん。

○牧野委員 私ももう一度見直したいと思います。同じ意見です。

○委員長 ほかはございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 53 分 休 憩

午後 4 時 12 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今のこの請願の選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書ですけれども、持ち帰りというお話もございましたので、9月22日9時半から、また意見書についての協議をしますので、9時半からいたしますのでよろしくをお願いします。それまでに皆さんそれぞれの修正したものをお持ちください。お願いいたします。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題とします。

この件につきましては、6月の委員会におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種の状況を踏まえながら協議していくとして

おりましたが、愛知県にも再び緊急事態宣言が発令されている状況でございますので、引き続き新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら協議をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議もないようでございますので、そのようにさせていただき、今後皆様方から改めて御提案がありましたら、正・副委員長に伝えていただくようよろしくお願いいたします。

研修会について

- 委員長 続きます、研修会についてを議題とします。

研修会につきましても、行政視察と同様に6月の委員会におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種の状況を踏まえながら協議していくとしており、御提案がある場合は、正・副委員長へお知らせいただくようになっておりましたが、現在のところ、長尾副委員長からの御提案はありましたが、その他の御提案はございません。

何か御提案や御意見はございますでしょうか。

- 長尾委員 総務委員会のほうの研修会ということで、先日来、伊藤委員と岡本議員が消防の北分署設置に関して、地域の区長さんたちから要望書を議会で一緒に出したりとかしておりますし、一般質問をしっかりとされて機運が高まっているところもありますので、できれば県のほうの方針も含めて、県の職員の方、県での統合みたいなことを言っている方を講師に迎えて、実際消防の職員の方たちと共に勉強会、県としての考え方であったり、将来になったときの北分署を検討してどう考えているかみたいな話とかも含めて、そういう勉強会をしてはどうかという提案をさせていただこうと思ってお話ししました。以上です。

- 委員長 ただいま長尾副委員長のほうから、テーマとしましては、消防北分署の設置について、講師としては、県の消防の計画を立てる職員。

- 長尾委員 の方たちを講師に……。

- 委員長 日程に関しては、まだ今後ということでございますけれども、こ

の案が出ておりますけど、それでよろしいでしょうか。

何か意見があれば。

[発言する者あり]

○委員長 すみません。意見のある方は挙手して発言願えますかね。

○牧野委員 大切な話なので、本当に一般質問があっただけ、消防分署もね、僕重要だと思っている。

今進める方向の行政のITを使った業務改善だとか、窓口改善だとか、いろんなやり方みたいな、その事例を誰か勉強している人がいれば、呼んで講習会を受けるというのも面白いかなあとは思いました。

○委員長 今の案とは別の案ということですね。

○牧野委員 はい。

○委員長 じゃあ、まず今の長尾副委員長の出された案に対して、もし御意見がないようでありましたら、今後ちょっとこれも進めてまいりたいと思っていますので、正・副委員長に御一任いただきたいと思っておりますけれども、それについては御異議ございませんか。

○長尾委員 今、牧野委員から話があった電子化というか、デジタル化というところは、国のほうにデジタル庁ができて、DXを進めると言っているの、まさに内容的には一致している話で、ここから、要は逆に言えば国のほうが進めているはじめの一步って何なのという話もあるし、そこに力を置こうとしている感じの話だと、国の官僚などが、その辺に近い大学教授さんとか、そういったふうなところから講義を受けるというのもかなり面白い話ですし、先に取り組んでいけば先進事例として江南市になるというのも夢ではない話にもなっていくので、有意義な勉強会になるのではないかというのは一つあると思いますので、それから、どちらでも相手がある話なので、相手が受けてくれなければできない話になると思うので、この2本を、要はDXならDXの話も含めて考えていくというのはいかがでしょうかね。

○委員長 今、長尾副委員長、また牧野委員より2つ出ましたので、今後、講師の都合もごございますので、その場合は、正・副委員長に御一任いただきたいと思っております。御異議ございませんかね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただきます、後日報告させていただきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時19分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 石原資泰